

# 平成17年度決算特別委員会会議録

平成18年11月13日(月)

(開 会) 10:00

(散 会) 17:03

## ○ 委員長

ただいまから平成17年度決算特別委員会を開会いたします。この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。本日からの実質審査につきましては、各市町ごとに進めてまいりたいと考えております。よって、お手元に配付しております平成17年度決算特別委員会の審査順序に記載のとおり、まず旧市町の打ち切り決算分については、それぞれ最初に監査委員の審査意見書に対する質疑、次に一般会計の決算審査に入り、歳出を3つに、歳入を一括に区切って質疑をしていただきます。また、質疑は通告されているものから行っていただき、その後で通告以外の質疑があればお受けしたいと考えております。討論、採決につきましては保留して、特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入、歳出一括して質疑を行っていただきます。これも同じく通告されているものから行っていただきます。最後に、一般会計から各特別会計の順に討論、採決を行いたいと思います。これを旧市町ごとに行い、最後に3月26日から3月31日までの新市分の決算審査に入ります。新市分については、一般会計、特別会計、それぞれ歳入歳出一括して質疑を受け、最後に討論、採決を行う、以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

( 異議なし )

御異議がないようですから、そのような運営をさせていただきます。次に、執行部の皆様にもお伝えいたしますが、審査を行います過程で、各款または各特別会計に関係のない職員につきましては、退席していただきたいと思っております。なお、必要な場合はその都度休憩を挟みながら担当部局の入れかえを行いたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。最後に、執行部の皆さんに要望いたします。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、審査を行う款に関係のある課の方はできるだけ前方の席にお着きいただき、各委員からの質疑につきましては、その内容を確実に把握され、はっきりと的確に答弁をしていただきますよう特に要望しておきます。それでは、早速審査に入ります。「認定第13号 平成17年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」から、「認定第20号 平成17年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」までの8件を一括議題といたします。まず、監査委員の審査意見、平成17年度飯塚市歳入歳出決算及び基金運営状況審査意見書と記載のある冊子の、旧飯塚市1ページから旧飯塚市52ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですので、監査委員の審査意見書、旧飯塚市分に対する質疑を終結いたします。次に、議題中、「認定第13号 平成17年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」の質疑に入ります。各款ごとの質疑に入ります。まず、第1款議会費から第4款衛生費、55ページから107ページまでの質疑を許します。なお、質疑される際には、事項別明細書のページ数と費目を示して質疑をされますようお願いいたします。まず、質疑事項一覧表に記載されております芳野委員に質疑を許します。

## ○ 芳野委員

茜会の芳野です。決算書の64ページよりも大体成果説明書の24ページの方がわかりやすいんですけども、この中で企業誘致の関係が提示してあります。18社企業訪問をされまして、最終的に企業誘致の案件というのがゼロになっております。この企業誘致が達成できなかった理由を述べていただきたいと思っております、今後のために。お願いいたします。

## ○ 商工振興課長

企業誘致アドバイザー委託ということでございますが、この成果報告書、飯塚の24ページでございますが、ここに詳細は挙げております。この企業誘致のアドバイザー委託と申しますのは、一般に言われます企業誘致活動といたしましては、平成17年度中には旧飯塚市では飯塚リサーチパークのみでございまして、今現在、自動車関連産業の北部九州への集中が進んでおりますが、そういった団地がない中で今後は一定規模の用地造成が急務というふうに考えておるところでございます。そういう意味で、一般的に言われます企業誘致として、どういう理由で断われたかということとは若干意味が違いますので、御理解をお願いいたしたいというふうに思います。

○ 芳野委員

意味が違うという理由をちょっとわかりやすく説明してください、もうちょっと。

○ 商工振興課長

企業誘致アドバイザー制度につきましては、飯塚トライバレー構想に基づきまして、産学官連携、ベンチャー支援、それから人材育成、それから企業誘致・案件創出という4つの観点から取り組みを進めております。本市の産業クラスターの核となり得る研究開発型企業の戦略的企業誘致に関する活動を実施し、あるいはサポートするアドバイザーを確保するものでございます。

○ 芳野委員

研究開発型企業の戦略的誘致ということでございましたけれども、そこら辺をもうちょっとわかりやすくお願いします。

○ 商工振興課長

戦略的企業誘致につきましては、本市の新産業創出ビジョンでございまして飯塚トライバレー構想の柱の一つでございまして、具体的には企業誘致アドバイザーを活用して、首都圏の企業動向を的確に把握し、本市への情報提供をするとともに、本市のビジョンについての広報活動及び企業誘致活動の実施、サポートを行っておるところでございます。市といたしましては、首都圏での県人会、それから地元高校の同窓会へ出席するとともに、インフォメーション飯塚と題しまして、首都圏の企業に対しまして誘致のセミナーも実施しておるところでございます。

○ 芳野委員

みんなにわかりやすい言葉で言ってもらわないとね、私はわかっていますけれども、聞かれている方はわからないんですよ。戦略的企業誘致活動とはどういうことかということを知っているわけですよ。今、明確にわかった方はおられますか、今の答弁で。わかるような話ししてもらわんと、次の話ができませんじゃないですか、本当いって。それで、最初の答弁でいけば、企業誘致をする場所がないというような話ですね、一般的な企業誘致でいけば。それはこの間の三菱の土地の件にもつながっているんだろうと思いますけれども、御存じの方もいらっしゃるかとは思いますが、旧筑穂町には日鉄鉱業の炭鉱跡地が200ヘクタールほど残っております。これは現在、手放してもいいというような状況になっておりますので、そういった点を念頭に置いての企業誘致活動を精力的に行われますよう要望いたしまして、終わります。

○ 委員長

次に、楡井委員に発言を許します。

○ 楡井委員

おはようございます。日本共産党の楡井です。よろしくお願いたします。私、平成17年度の決算審査に当たりまして、どのような立場で臨むのかということについて初めに述べさせていただきたいと思っております。まず、平成17年度という時期は、小泉政権の構造改革路線、庶民への大増税と負担増、さらには大企業、大金持ちについては新自由主義という考え方のもとに、規制緩和と減税ということで経済格差、さらには貧富の差の拡大というのが広がった時期ではないかと思っております。具体的には、貯蓄ゼロの世帯が23.8%にもなっている。生

活保護世帯が100万を超えて104万人に到達したと。中小企業の売り上げが減ったというのが58%、利益が減ったというふうに言われている中小企業の方が63%、いずれも今年の2005年の9月に比べて3.5%、3.8%ふえているという報道にもあらわれているんじゃないかと思います。一方、地方自治体に対しましては、地方分権ということが言われる中で、地方交付税と国の責任を放棄することを最大の目的にした市町村合併が強行される中で、自治体財政つぶしに抗って抗議して、地方自治の独立性を保つ財源、さらにはどの地域に住んでいても日本国民として暮らしや教育が保障される財源、これの確保のために従来にも増して努力しなければならないという時期であったというふうに思います。そういう状況の中なんですけれども、むだな出費はなかったか、不要不急な事業はないのか、地方自治の本旨を果たす上でどうしても必要な事業が保たれているのか、これが見送られていないか、見捨てられていないか。清潔、透明、公平性、公正さ、これが保たれているかどうかというような立場から、決算審査に臨みたいというふうに考えております。また、旧1市4町はなくなったのだし、質問しても何もならないかというような意見もあるようですが、私は旧市町名はなくなったけども、そこで暮らしていた人は100%近い人が旧市町名の地で引き続き暮らしておられる。その地で築き上げてきた文化や伝統、これをずっと引き継いでいくものだというふうに思います。その一つの側面として、行政の継続性というものもあるというふうに思います。さらに、私は「温故知新」という言葉が大好きな言葉であります。ここから子供の名前をつけたこともあります。そういう意味では、長い長い1市4町の地で暮らしてきた住民の皆さんの知恵、それからこれから始まる新しい飯塚市、その政治の中で取り入れられるものではないか、それは何だろうかと考えて質問をすることにいたしました。何かちょっと大上段に振りかぶったような気もしますが、そういうことでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、具体的な質問に入らせていただきます。決算書の68ページの8節についてであります。人権同和推進委員謝礼金という項目がございます。これはどんな人がどんな活動をしてどのような効果が生じたものかということについて、お尋ねいたします。

#### ○ 人権同和教育課長

人権同和推進委員謝礼金でございます。設置の目的につきましては、各町内におきまして日常生活の中で人権同和問題が語られ、お互いの人権が尊重される社会づくりのため、町内、隣組、そのほか団体の人権同和解決のための研修会、懇談会の開催を計画し、人権同和問題解決に向けての推進を図るものでございます。これは各町内から1名を推薦をいただきまして、活動に当たっております。町内会の人権問題に対する理解と保護を深めるために選任をいただきまして、地区の担当の人権同和推進指導員と緊密な連携をとりながら、研修会、懇談会等についての準備、参加の呼びかけ等を行いながら、みずから人権同和問題に関する認識を深めるために、人権同和問題に関する研修会に参加し、学習に努め、あらゆる機会に人権同和問題の関心を促し、町内会の意識を把握することに努め、市と協力を保ちながら人権同和問題の解決に向けて進めておるものでございます。

#### ○ 楡井委員

町内会というふうに言われたと思いますが、結局、そうすると飯塚市に何百人もということになると思うんですけども、現在何人の方がこれ活動されておられますか。

#### ○ 人権同和教育課長

町内会は127ございます。そのうち推進委員の不在のところもございますけれども、今回の分につきましては124名分、また推進委員の方で亡くなられた方とかいうようなことでございますので、その分を計算した分を上げております。この推進委員さんは、各町内から選任された方でございます。

#### ○ 楡井委員

次に移ります。同じページなんですけども、次の項目に法律相談弁護士謝礼金というのがあ

ります。そして同時に、弁護士謝礼金というのもあります。この2つの項目といたしますか、これはどういう関係にあるのでしょうか。そして、ついでにですけれども、どんな相談が何件ぐらいあったのかについてお聞きします。

○ **人権同和教育課長**

法律相談弁護士謝礼金でございます。これは弁護士、今田川におられます中村弁護士でございますが、人権同和相談事業に相談をし、やっておるものでございます。過去、相談事例につきましては、障がい者の関係、それからいじめの関係等の相談が上がっております。相談実績につきましては、平成16年度13件の相談実績がございます。

○ **人権同和推進課長**

次の介護士謝礼金につきましては、人権同和推進課の執行分でございますので私の方から答えさせていただきます。この分につきましては、現在、立岩会館で隣保館モデル事業を行っておりますけれども、それに参加される方がマイクロバスで見えるわけでございますけれども、その方の謝礼金でございます。

○ **委員長**

ちょっと待って。人権同和教育課長、平成16年度の実績を言われたけど、平成17年度の実績はどうなったんですか。

○ **人権同和教育課長**

失礼しました。実績は4件でございます。子供の人権による相談等4件が相談に上がっております。

○ **楡井委員**

初めの項目ですけれども、法律相談の弁護士さんと、それからその下の弁護士謝礼金というふうに書いてある項目の……

○ **委員長**

これは介護士。

○ **楡井委員**

どうも失礼しました。それで、初めの弁護士さんの相談件数の中で、障がいとかいじめというような相談内容だったというふう聞いておりますが、これ人権同和と何か関連のある、そういう関係のことでしょうか。

○ **人権同和教育課長**

この相談につきましては、人権同和推進課の方と協力しながら、人権問題ということでございますので、いじめの問題を含めいろんな啓発にかかります相談を受け、そして法律的にやはり指導等をやらなければいけない部分については、弁護士さんに御相談をし、要約をとりながら相談を進めております。

○ **楡井委員**

今、テレビ、新聞等でいじめの問題が連日報道されておりますけれども、このいじめの問題では学校教育課の方は掌握されておりますでしょうか。

○ **学校教育課長**

飯塚市のいじめの実態につきましては、現在、小中学校で12件、10月段階で上がっております。そのうち小学校が7件、中学校が5件、そして今教育事務所と学校訪問等をいたしまして、内容等を把握し、指導を行っているところでございます。

○ **楡井委員**

次、11節ですが、細かいことで恐れ入ります。11節に賄い材料費というのがありますがけれども、これはどういう内容なのでしょうか。

○ **学校教育課長**

賄い材料費というのは、解放子供会キャンプに伴う食糧の食材費になっております。

○ 楡井委員

これまた後で関連したことになってくると思いますので、またその程度にさせていただきます。次に13節ですが、人権同和啓発事業委託料というのがございます。この事業をどういう事業でどこに委託されたのかをお聞きいたします。

○ 人権同和教育課長

人権同和啓発事業委託金につきましては、NPO法人「人権ネットいいづか」に啓発事業の一部を委託いたしております。委託の内容は、4地区の町内会及び企業における研修事業でございます。

○ 楡井委員

次に、19節ですけれども、人権擁護委員協議会補助金ということが上げてあります。これは人権擁護委員会の活動を補助するということではあるけれども、この人権擁護委員会の活動内容について教えていただきたい。件数とか内容とかですね、そういうことについてお願いします。

○ 人権同和推進課長

飯塚市の人権擁護委員会につきましては、飯塚の法務局の中にございますけれども、その方たちが日ごろより人権全般にわたりましては相談あるいは啓発といったものをやっております。そういったもの内容に対して補助金を交付しているものでございます。

○ 楡井委員

補助金を出すのは文書を見ればわかるんですけども、その補助金を出している人権擁護委員会の委員会としての活動、どういう相談件数があったのか、どういう内容があったのかということについてお聞きしているわけです。

○ 人権同和推進課長

各地区人権擁護委員いらっしゃるわけではございますけれども、それぞれの公民館とかいろんなコミュニティーセンター、そこ辺の相談業務を年間を通してやっているとところでございます。また、小学校あたりにつきましては、人権の花ヒマワリの栽培をしているとか、そういった活動をやっておりますけれども、年間を通しての相談内容につきましては、ちょっとこちらの方では把握しておりません。

○ 楡井委員

補助金を出していて活動内容を把握していないということですかね。そういうことでいいんですね。いいですか。

○ 人権同和推進課長

いろんな各種行事をやっておりますけれども、中学生の人権作文コンテストあるいは憲法週間における特設人権相談所の開設、人権擁護委員の日におきます各飯塚市ほか各町におきます掲示物の掲示あるいは相談、それから先ほど申しました人権の花ヒマワリの種まき、あるいは人権の花事業、あるいは法の日の週間の法律相談、人権週間におきます県下一斉の電話相談、あるいは特設人権相談所の開設、人権ポスターの掲示及び市報等への掲載、それからその他の活動としまして同和問題の研修であるとか男女共同参画にかかわる問題の研修でありますとか、高齢者問題にかかわる研修でありますとか、さまざまな活動をしているところでございます。ただ、回数につきましてはちょっと詳しいことは把握しておりませんので、よろしく申し上げます。

○ 楡井委員

今、かなり多岐にわたる活動内容の報告がありましたけど、実際そういう活動の内容をどのくらいの頻度でやっておられるかということについてはお答えがない。電話相談なども言われましたけど、相談の件数などについても言われたい。そういう具体的な活動の件数だとかいうのは把握されてないんですかね。

○ **人権同和推進課長**

例えば、特設の人権相談、これにつきましては年間36回、相談件数22件という報告は受けております。

○ **楡井委員**

次の項目に移らせていただきますが、その次の下の欄に書いてあります高校・大学自動車免許取得助成金というのがありますが、この数字が資料の方の20ページにあります数字と異なっているんですけども、これはどういうことだろうかをちょっとお聞きしたいというふうに思います。同時に、この個人交付助成金というの各4町の方ではどうかというふうにお聞きして、多分差があるわけですけども、その差がなぜあるのかについて御答弁願います。

○ **人権同和推進課長**

提出資料の20ページにつきましては、旧飯塚市におきます同和地区の個人交付の状況を示したものでございます。各1市4町個人給付につきましては内容が違うわけでございますけども、例えば旧飯塚市で申しますと、人権同和推進関係で申しますと運転免許と保育料を個人給付しております。旧筑穂町では運転免許と保育料と出産費の補助金、旧穎田町につきましては保育料というふうに、それぞれ違っております。穂波町、庄内町につきましては、平成17年度までに廃止しているところでございます。合併に当たりまして、事務事業の調整の中で協議をしてまいりましたが、各市町の同和行政に対する取り組みの違いによりまして、給付内容も給付金額も決定され、そういったことの経緯があって、平成18年度につきましては暫定的に旧市町の内容のまま取り扱うということとしております。

○ **楡井委員**

一番最後のところがよくわからなかったんですが、平成18年度ではどうするということ、ちょっともう一度。

○ **人権同和推進課長**

いろいろ調整をしましたが、調整がつかなかったということもございまして、平成18年度につきましては暫定施行で旧市町の内容のまま引き継いでおります。

○ **楡井委員**

資料の20ページと決算書の69ページのところの差については、明確に答えられなかったと思うんですね。資料の方では203万8,450円となっておりますが、決算書の方では145万1,750円ということで、その差があるわけですね。これはどういう内容なんでしょうか。

○ **人権同和推進課長**

20ページの資料につきましては、旧飯塚市の分、いわゆる打ち切り決算の方でございます。新市の分でその部分が入っておりますので、その合計した金額はそういうことになると思っております。

○ **楡井委員**

そうすると、この自動車教習のための助成金というのは、この203万と145万を合計したものと、こういうことになるわけですか。

○ **人権同和推進課長**

平成17年度通年を通しての金額で記載させてもらっております。

○ **委員長**

資料が、ですね。

○ **人権同和推進課長**

資料につきましては、そういうことでございます。

○ **楡井委員**

そうすると、決算書の方の145万1,000円とこの203万8,000円との差が新市に

なってから出てきたと、こういうことですね。それでは、この個人交付金の助成の内容が各自自治体でばらばらだということについては、人権同和推進の取り組みの内容ということで平成18年度は旧自治体のままだと、こういうことでいいですね。それでは、資料同じく20ページになりますが、決算書のページでは70ページでいいですね、一番上の、右の上の方に書いてある数字ですが、この数字も異なってますけども、今のような考え方でいいわけですか。すみません、保育料です。

○ 人権同和推進課長

そういうことでございます。

○ 楡井委員

この保育料の助成、これは同和地区内の在住者すべての人が対象になっておりますか。

○ 人権同和推進課長

そういうことでございます。

○ 楡井委員

これは、今同和地区も混在というのが、混在と申しますか混住というんですかね、が進んでおりますけども、そういう後からといいますか、従来の同和地区じゃなかった人にも該当するということですか。

○ 人権同和推進課長

同和地区出身あるいは同和地区に在住している方でございます。

○ 楡井委員

わかりました。その区別はないということ、同和地区というような形で指定されているというんですかね、そういう地区にされている人は同和出身者でもそうでない人でも一般の人でもよろしいと、こういうことのようにですが、これには所得制限や助成に対する制限、これはありますか。

○ 人権同和推進課長

前年度の市県民税の世帯における合算額が15万円以下の方が該当します。

○ 楡井委員

その場合、1世帯から複数の方が保育所に通っているというふうな人たちについても該当するのでしょうか。

○ 人権同和推進課長

そういうことでございます。

○ 楡井委員

そうすると、いわゆる同和地区出身者ですね、もともとの。そういう人でない人たちもここに新しく住み始めると補助が受けられる。そうすると、その地区外の人たちはそれが受けられない、こういうふうに考えてきますと、ここでまた新たな差が出てくるというふうになるというふうに思いますので、そのことを指摘しておきたいというふうに思います。

○ 人権同和推進課長

ちょっと訂正させていただきます。あくまでも支給要件としましては、区域内に住所を有する同和地区住民、当該地区によそから入ってきました一般住民の方は除きます。そういうことでございます。属地属人ということでございます。

○ 楡井委員

そうすると、隣同士で補助が受けられる人と受けられない人がおるということになりますね。

○ 人権同和推進課長

そういうことになります。

○ 楡井委員

そうすると、1世帯から複数通所している人たちに対する助成もそういうことになるわけで、

この差は非常に大きなものになってくるというふうを考えられます。次に、資料に関して少しお聞きしたいと思います。解放同盟飯塚市協議会に対する補助金に関連してお聞きします。資料の19ページになりますかね。まず、幸いにして一昨年度の決算書もつけてありましたので大いに助かりましたけど、平成16年の分と17年の分を比べた場合、補助金の金額が10万円下がっています。この10万円下げたのはどういう理由なのかというふうにお聞きします。さらに、その前に飯塚市の解放同盟の事務所の所在地、それから市協の会員数、それから月額の手当等、答弁していただきます。

○ 人権同和推進課長

一昨年から比べますと10万円下がっているということでございますけども、これにつきましては市の財政の厳しい状況を理解していただきまして、若干でもお願いしたということでございます。それから、会員数でございますけども、飯塚市協議会につきましては450名ということでございます。次に、住所でございますけども、新飯塚24の3でございます。

○ 委員長

会費。

○ 人権同和推進課長

会費につきましては、月額1,000円でございます。

○ 楡井委員

それでは、次にお聞きしますが、補助金が1,370万円出されております。これ昨年比で10万円下がっているわけですがけれども、1,370万円を支出する理由、さらにはどういう基準に基づいてこの金額が考えられたのか、これについて答弁していただきたいと思います。

○ 人権同和推進課長

補助金の金額につきましては、特別にこれという算出の根拠はございません。各運動団体が人権問題に対して取り組んでいる、あるいは同和問題に対して取り組んでいる、そういう日常の活動に対しまして補助を出しているものでございます。

○ 楡井委員

明確な支出の基準がないというようなことで、運動団体の活動状況を勘案してというようなことになっているようですが、それではこれはこれで問題がありますのでまた後ほどお聞きします。そういうことを言われるのであるなら、各年度、解放同盟飯塚市協からかくかくしかじかの活動をするというような事業計画が提出されていて、そしてその検討をした結果かどうかということについていかがでしょう。

○ 人権同和推進課長

各補助金の交付に当たりましては、運動団体から予算書と各年度におきます事業計画を提出いただいております。それに基づきまして補助金を交付しているところでございます。

○ 楡井委員

それでは、決算書の中に幹部研修費というのがあるんですね。この幹部研修費81万4,000円余りが記入されておりますけども、この開催日とか会場とかテーマ、参加数、そういうのは把握されておられますか。

○ 人権同和推進課長

いろんなところの研究集会とか、そんなところに出ていってあるかと思っておりますけども、細かい内容につきましてはちょっとこの場ではちょっと回答しかねます。資料を持っておりませんので。

○ 楡井委員

資料を今持ち合わせていないというようなことでありますから、そういう資料があるんでしょうから後ほど頂きにお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、同じ決算書中に人件費、それから給与、手当というのがあります。給与、手当ということにな



れば、課税対象になるんじゃないかというふうに思われますが、該当者の課税対象額に算入されているかどうか、これわかりましたらお願いします。

○ **人権同和推進課長**

人件費を支払っている方の申告につきましては、個人的なものでございますので、私たちの方では把握しておりません。

○ **楡井委員**

解放同盟の組織の方で源泉徴収とかそういうことはやっておられるかどうか、わからないということであると思いますが、人件費として給与、手当とあれば、これは行動費という形で、ほかの団体は行動費というふうになっていると思うんですけども、飯塚市の分だけ給与、手当とこうなっておりますので、当然そういう課税対象額になるんじゃないかというふうに思いますので、この点もはっきりさせなきゃいかんというふうに思いますので、これは調査をしていただければというふうに思います。それから、先ほど言いました保育料の関係のところの下の段に、下水道事業受益者負担金というのがあるんですよね。これは対象者といいますかね、受益者というのはだれのことなのかを教えてください。

○ **委員長**

それは決算書ですか。今度は資料ではなくして。

○ **楡井委員**

決算書の70ページです。

○ **人権同和推進課長**

これは隣保館であります伊岐須会館の分の受益者負担金でございます。

○ **楡井委員**

先ほどお聞きしました市協の事務所、これはこの隣保館といいますか、同和会館といいますか、この下水道事業受益者負担と、これとは全く関係ないですね。

○ **人権同和推進課長**

団体のそういう下水道使用料、水道使用料につきましては、会費の中で払っていただいておりますので、それとは関係ございません。

○ **楡井委員**

この項目については以上で終わります。

○ **委員長**

続けてどうぞ。

○ **楡井委員**

それでは、男女共同参画の問題についてお聞きしたいというふうに思います。決算書の70ページになりますかね。合併によって各自自治体にあった関係の条例が失効しているというふうに思います。それで、新しい市でもこの策定を急がなければならないというふうに準備はされているというふうにお聞きしておりますが、されているとするならば、どのようなメンバーで準備されておって、いつごろ制定される予定なのか、このことについてお聞きしたいと思います。

○ **男女共同参画推進課長**

新市におけます条例についてお答えいたします。今、言われました条例につきましては、旧1市4町のうち飯塚市だけに条例がございました。今後の飯塚市の条例につきましては、この条例は男女共同参画推進の基本となります条例というふうに考えております。8月に市民意識調査を実施させていただきまして、現在、市民意識調査の集計データ、また旧飯塚市にありました条例を活用しながら、附属機関でありますところの男女共同参画推進委員会の中に条例のための専門部会を設置いたしまして、現在審議を重ねているところでございます。今後、推進委員会の条例案として市民皆様の意見募集等を行いまして、同委員会の答申を受けた後、議会

に提案し、御審議していただく予定にしております。委員会のメンバーでございますけれども、今、飯塚市男女共同参画推進委員会委員は21名で構成しております。学識者、女性行政関係機関、また人権部門、教育部門、市民団体等社会活動団体、公募による委員、職員1名を加えた21名の委員会で審議しているところでございます。

○ 楡井委員

議会の審議のところまで踏み込まれましたので、大体いつごろ議会に提案されるんでしょうか。

○ 男女共同参画推進課長

条例につきましては、来年の6月議会に上程させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○ 楡井委員

わかりました。かなりゆっくりというんでしょうか、かなり慎重に審議されているようですので、ぜひ立派なやつをつくっていただきたいというふうに思います。

○ 委員長

次は、柴田委員に発言を許します。

○ 柴田委員

おはようございます。私は、一般会計81ページ、老人福祉費の中の生きがい対応デイサービス事業委託料についてお尋ねいたします。高齢化が進むと同時に、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加している現状であります。介護を必要とする高齢者も増加していますし、また団塊の世代の方々の退職の時代を迎えております。そういう中、地域の高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らしていくためには、生活上のさまざまな課題を総合的に支えることも必要であります。要介護状態にならないよう介護予防を行うことも重要な課題ではないかと思えます。この中で資料が配付していただいておりますが、資料の中のナンバー54の中に、要支援が、これは前年度でありますので要支援が955名、現在は要支援1・2となっておりますが、前の状況ですので955名。済みません、一番最後のページになります。ナンバー54という状況で最後のページになります。

○ 委員長

59ページ。

○ 柴田委員

すみません、59ページですね、59ページ。要支援955名、要介護1が1,004名となっております。これを認定者総数の中でいくと半数以上を占めております。こういう中で、本当に介護に至らないような状況をつくっていかなくちゃいけないという思いがあります。それにおいて、生きがい対応デイサービスにつきましては、介護予防の施策であると聞いておりますが、その実施状況とその他の介護予防施策についてお尋ねいたします。

○ 高齢者支援課長

旧飯塚市では、生きがい対応型デイサービスでは、虚弱高齢者延べ約3,200人を対象といたしまして、日常生活訓練や趣味活動などを実施することによりまして、体力保持や生きがいづくりを目的として、市内3カ所で実施しております。その他の介護予防につきましては、町内会などで実施しております生き生きサロンの中で、在宅介護支援センターがストレッチ体操や正しい歩き方などを教えます転倒予防教室などを行ってきております。また、保健センターにおきましては、一人一人の健康状態に応じた運動処方によりまして、ウォーキング教室や体力づくり事業などを行ってきております。これらの事業につきましては、高齢者の参加者が多く、介護予防につながるものと考えております。

○ 柴田委員

今おっしゃっていただきました中に転倒予防教室とかウォーキング教室、体力づくり事業と

か、これは本当に大事なところではないかと思えます。昨年の介護保険法の改正により、介護保険も介護予防を重視した新予防給付となっていると聞いております。介護保険に該当しない方々についての介護予防はどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○ **高齢者支援課長**

昨年の介護保険法の改正によりまして、今年の4月からできる限り要支援・要介護状態にならないよう介護予防を重視した事業を実施することとなっております。この考え方につきましては、要支援状態にある方はもちろんのこと、介護保険において自立の方に対しましても介護予防を重視した施策を実施することとなっております。自立の高齢者につきましては、要支援・要介護になるおそれの高い方を特定高齢者として位置づけ、これまでの生きがい対応デイサービスなどの事業においても、要支援の方と同様に運動機能向上とか口腔機能向上などの介護予防プログラムを実施することとなっております。また、旧飯塚市において地区社協を中心として地域ネットワーク委員会が設立され、その事業の中で地域のミニデイサービスとして、いきいきサロンを実施されております。いきいきサロンは、閉じこもり防止や生きがいづくりなどの目的で実施されておりますが、広い意味で介護予防につながると考えられますことから、全市的に地域ネットワーク委員会が設立されるよう、現在自治会長や民生委員さんの方々と協議を進めているところであります。さらに、老人クラブにおきましては、これまでの趣味やスポーツ事業に加えまして、転倒予防教室や心の健康講座、体力測定など、介護予防につながる事業を実施したいと考えられておりますので、市としても可能な限り支援したいと考えております。

○ **柴田委員**

いきいきサロンのお話が今出ておりましたが、まだ自治体によっては実施されていないところがたくさんあります。心身ともに介護予防につながるような内容の充実を図っていただき、また専門の方々も呼んでいただきながら、市の支援対策の強化をよろしく願いして、要望として終わります。よろしく願いいたします。

○ **委員長**

続けていいですよ。

○ **柴田委員**

一般会計84ページ、身体障がい者福祉費の中でお尋ねしたいと思えます。飯塚市における障がい者の区分別該当者数はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○ **社会・障がい者福祉課長**

身体障がい者の方が6,461名、知的障がい者876名、精神障がい者434名、計7,771名となっております。

○ **柴田委員**

本年、自立支援法が施行されましたが、前年度までの支援費制度と自立支援法における利用者負担はどのように変わったのか、具体的な事例に沿って金額でお示しいただきたいと思えます。

○ **社会・障がい者福祉課長**

本年、平成18年4月1日より障害者自立支援法が制定されております。その中で3月末の旧支援費制度によります受給者の方が804名おられましたが、利用者負担の方が無料の方は生活保護の101名を除きますと、住民税非課税世帯等を初めとする346名の方がおられます。4月からの自立支援法のもとでは、これら346名のうち293名の方が何がしかの利用者負担が課せられるようになっております。残る53名の方は、個別減免等の措置によりまして引き続き無料の取り扱いとなっておりますが、多くの方、パーセントですが84.7%の方に1割負担をしていただく結果となっております。

○ **柴田委員**

飯塚市において、今回の制度変更により生ずる利用者負担の増額分のうち、基本的共通負担分があれば、その分でも補助するとすればどの程度の財政負担となるのでしょうか、お尋ねいたします。

○ **社会・障がい者福祉課長**

お答えいたします。

本市の現在13万3,000の人口に見合うところの他の市町の事例等を一応勘案しております。具体的な例は、それぞれ都道府県下あるいはまた各市町村によりまして減免等による金額はございますけれども、具体的に申し上げますと、本年3月から本年4月に移行しましたところ、1人当たり約1万円の増となっております。これを他の市町村と同様に減額あるいはまた半額等のいろいろ試算をしておりますけれども、それぞれ各市町村におきます減免等の取り扱いにつきましては、千差万別でございますので、現在のところ他の市町村の動向を見ながら今後検討していきたいというように考えております。

○ **柴田委員**

1人当たり1万円増というのは、これはかなりの障がい者の方々にとっては負担の増になると思います。支援制度から自立支援に変わることによって生ずる行政負担、すなわち飯塚市の単費持ち出しはどのように変わるのででしょうか、お尋ねいたします。

○ **社会・障がい者福祉課長**

利用者負担の上限等につきまして、今現在一応試算はしておりますが、それぞれ所得階層によりまして試算額が変わってきます。また、負担の内容につきましても半額あるいはまた4分の1といった形でそれぞれ試算額が変わってきております。ちなみに、例えば仙台市を例にとりまして、4分の1程度の負担ということになれば、本市におきますところの負担は具体的には5,200万円ほどになります。あるいはまた、大分市の2分の1ということで負担を試算いたしましたら、本市におきます負担は約1億500万円ほどになります。

○ **柴田委員**

今、本当に飯塚市としても財政難というところでございますけれども、やはり飯塚市の単費減のうちで幾らかでも利用者補助が来年の予算で反映されるように求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ **社会・障がい者福祉課長**

今後、他の市町村の動向あるいはまた本市におけます財政状況等を勘案いたしまして、検討していきたいというふうに考えております。

○ **柴田委員**

現在、本当に障がい者の方々の方が不安と不満でいっぱいではないかと思っておりますので、今後適切な配慮、また御指導を要望して質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○ **委員長**

次に、楡井委員に発言を許します。

○ **楡井委員**

決算書の85ページの20節になります。扶助費に関連してですが、障がい者施設訓練費ですね。これについてですが、資料の26ページを見ていただきたいと思っておりますけれども、この資料26ページによりますと、平成16年で個人負担、これは73万6,500円ということでふえているわけですね、合計なんです。それで、補助金基本額というのが逆に665万5,780円減っております。これの原因についてはどういうことなんでしょうか、教えていただければというふうに思います。

○ **社会・障がい者福祉課長**

総事業費につきましては、質問者のおりアップしておりますが、提出しました資料につきましては、年度末人員ということで報告させていただいております。この内容につきまして再

度私の方で精査いたしましたところ、延べ人員ということでは年度ごとに増加しております。そういった意味で総事業費につきましては増加しておりますが、今お尋ねの件につきましては、利用者負担額につきましては、平成16年度に激変緩和措置ということで、支援費制度以降の取り扱いについてはいわゆる激変緩和措置の中で日常生活相当額が含まれているということで、利用者負担の決定につきましては必要経費として控除しないといった通達が出されておりますので、平成16年度以降につきましては負担がふえていったという具合に考えております。

○ 楡井委員

そうすると、この利用者負担ということは個人個人の人たちへの負担がふえたということになるというふうに思いますが、そういう理解でいいのでしょうかね。

○ 社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

次に87ページ、ちょっと開いていただきたいんですが、同じ心身障がい者の方たちへの自動車の運転免許取得助成金というのが10万円出ております。この金額は何人の方たちに助成した金額でしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

1名でございます。

○ 楡井委員

それでは、この該当の方が自動車の免許を取得するには、総額幾らぐらいかかると思いますか。

○ 社会・障がい者福祉課長

はっきりした資料を持ち合わせておりませんが、約30万円ほどではなかろうかというふうに考えております。

○ 楡井委員

先ほど人権同和のところの関係で聞きましたように、そういうところの人へは20万円ですかね、1人当たり。オートマチックというのと自動とか別になっていたようですけども、これはほぼ満額の助成ということになるんじゃないかと思うんですね、満額に近い。ところが、一方の障がい者の方たちは3分の1ぐらいの助成にしか当たってないということになります。それで、免許をとってもこの方たちは普通の車には乗れないんじゃないかと思うんですね。そういう意味では、車自体の改造も必要んじゃないかというふうに思うんですね。そうすると、この改造する費用といいますか、もともとそういうふうにつくってある車かもしれませんけれども、一般の車よりも随分高い金額になる、割高の金額になるんじゃないかというふうに思います。ここへの助成というのはあるのでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

自動車の改造費用につきましては、1件10万円を限度に今質問者のおっしゃってあるように助成をするようになっております。

○ 楡井委員

該当者が取得する金額が30万、そして10万円の補助で車が本当に手に入るのか、これなかなか大変なことじゃないかというふうに思うんですね、この点はもう少し検討してもらい必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

検討するようにいたします。

○ 楡井委員

では、よろしく願いしておきます。それでは、次は私の順番ですからいいでしょうか。

○ 委員長

いいですよ、続けて。

○ 楡井委員

それでは、次に生活保護行政について若干お聞きしたいというふうに思います。決算書でいえば95ページになるんですかね、よろしくお願ひします。いいですかね。それでは、保護率というのが資料の29ページにございます。これでは保護率が年々高くなっている。これは全国的な傾向ということになるんじゃないかというふうに思いますが、まず増加傾向に対して行政の体制、このことについてお聞きしたいんです。昨年の決算委員会のときの議事録を見せていただきますと、当時は職員体制が28名中、担当基準と言われている80戸というんですか、80世帯といいますか、これを超えている人が20人ということで、28人中20人の方が担当基準を超えているという御答弁があったようですけれども、平成17年度の職員体制といいますか、何人で当たっておられて、基準を超えている、80世帯以上を担当している人、これは何人おられるかを御答弁願ひします。

○ 保護1課長

人員の配置につきましては、平成17年度分でございますけど、ちょっと手元に持ってきてないものですから、申しわけございません。

○ 委員長

ケースワーカーの数のことを言ってるんでしょ、楡井さん、ケースワーカーの数のことでしょう。ケースワーカーで担当してる人員のことを言ってるの、わかりますか。それ楡井さん、何かそれがわからないと次の質問に行けないんですかね。

○ 楡井委員

いいですよ。では、今の質問への取り扱いはどうなりますか、委員長。

○ 委員長

後で、わかるでしょう、それ。

○ 保護1課長

後で調べてすぐに持ってまいります。

○ 楡井委員

では、次に移ります。資料によりますと、申請の件数などの数字がずらっと出ておりますけど、これの年代別の傾向とか、それから開始件数もその傾向と合致しているのかどうか、それから廃止件数はどのような傾向になっているか、年代別に申請、開始、廃止、これがわかりましたらお願いしたいと思います。

○ 保護1課長

保護世帯の廃止、開始につきましては、数字的にはいろいろばらつきがありまして、年々ふえておりますので増加傾向に何もかもあるかと思っております。廃止の内容につきましては、我々は原因につきましているいろいろ調査しておりますけど、一番大きな原因が死亡、転出、それから拘留、収監等が主なもので、約65%となりまして大きく占めております。そのほかケースワーカーの指導によるものとしたしまして、就労の開始、それから年金の収入増、それから親類の引き取りというふうに、ケースワーカーの努力によるものもございます。その他が5%となっております、一番大きい指導方法としたしましては、就労者支援事業といいまして、仕事につくような指導を職安と一緒にやっております。これからも適切な自立助長の支援指導を行い、生活保護の適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

○ 楡井委員

私お聞きしているのは、申請や開始や廃止、そういう人たちの、廃止のことは今かなり65%の人が死亡とか転出のようなことで言われておりますが、申請件数とか開始の件数、こういうところに私は注目したのは、やはり経済情勢を反映している一つの側面だというふうに考えたわけですね。ですから、そういう経済情勢が生活保護の申請、開始、ここ辺にもあら

われてきているんじゃないかと、そういう一つの傾向を知りたいというふうに思いまして、今お尋ねをしているわけです。そういう分析はされていないのでしょうか。年代も何歳が何人、何歳が何人ということじゃなくてもいいわけですよ。10年刻みとか20年刻みでも結構だと思います。そういう関係での掌握もされておられませんか。

#### ○ 保護1課長

生活保護の動向といいますか、増加傾向は年々進んでおります。現在の社会経済は景気の回復の兆候が報じられておりますが、なかなか地方への影響が少ないということで、一番大きな問題かと思っております。平成18年度で有効求人倍率で比較いたしますと、平成18年3月でございますけど、全国では1.1という1を超えておりますけど、飯塚管内ではまだ0.63という依然低い水準にあり、まだ雇用環境は厳しい状況にあるかと思っております。保護を受ける方が傷病者、単身高齢者という方が主な方でいらっしやいまして、なかなか難しい状況にあります。今、相談の話も出たかと思っておりますけど、我々が現場で聞くうちは、やはり今後の生活が不安ということが主なもので、よく相談に来られます。我々はお見えになった相談者の方に対しまして、生活保護の制度をよく説明いたしまして、御理解をいただいているところでございます。

#### ○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:18

再開 11:32

委員会を再開いたします。

#### ○ 保護1課長

先ほど大変失礼いたしました。ケースワーカーの受け持ち世帯ということで、平成17年度は28名おりまして、1人当たり平均8.3世帯あったんですけど、合併いたしましてケースワーカー49名、1人当たり80.2世帯ということで、ほぼ社会福祉法に定めます80世帯に1人という配置になっております。

#### ○ 楡井委員

先ほどお聞きしました年代別に申請件数、開始件数がどういうふうな傾向になっているかということにつきましては、例えば今言われましたように例えば申請者または開始件数でもいいんですけど、これが高齢者の方たちがたくさん比重が高いというふうなことになるかなというふうに思うんですね。本来、高齢者の方たちはもう既に生活保護を受けておる年代だと思いませんか、年金とかならない人は。その人たちが改めて数が多くなったということは、結局、子供さんたちが面倒を見きれなくなったということの一つの反映じゃないかと、こういうふうに思われるわけですね。そうすると、何で子供さんたちが面倒見きれなくなったか。やはり子供さんたちの働いている収入がずっと減ったもので、親の面倒を見きれなくなったという関係の中に、現在の経済情勢、経済格差の一つの反映というのが生まれてくるんじゃないかというふうにも思うんですね。若い人が保護申請なり開始が多くなったということであれば、これはもうストレートに経済情勢の反映とか倒産とかという形になってくるんじゃないかというふうに思います。ですから、生活保護行政は市民の暮らしの非常に大きなバロメーターじゃないかというふうに思うんです。ですから、これはぜひ担当課の方でもそういうような状況を常々分析しながら、市長を先頭にした部長会議とか課長会議、幹部会があると思います。そういうところに反映しながら、市政の中の政策に生かしていただきたいというふうな思いがありますものですから、あえて聞かせていただいたわけでございます。それで、別のところに行かせていただいているいいですか。では、これもまた去年の答弁にあるんですけども、自動車保有要領というのが県の方で定められているというふうに聞いております。それに基づいて、飯塚市でもそういう要領ですかね、これを定めるというふうなことが去年の答弁にもあったよ

うに思います。これがその後1年かけてどのような状況になったのかということをお聞きしたいと思います。いま一つは、医療カードですけれども、これの改善についても3つの点での要望があるふうに思います。改善をするというふうに約束されておりますが、これがその後どういふふうになったかということについてお聞きしたいと思います。

#### ○ 保護1課長

自動車保有につきましては、生活保護法によりまして傷病者、障がい者が病院通院・通学するときということで、それと過疎地の交通便の悪いところということで特別に保有が認められております。県におきましても実施要領がつくられまして、その分で運営しているかと思えます。市におきましても、確かに昨年その要領を参考にといいことで作成するようにはいたしておりましたが、今のところ県の参考要領とその都度検討会議を開きまして、結果を出しているところでございます。それから、医療カードの件につきましては、大きく見やすくするとか、いろんな改善策を指摘受けまして、3月26日から発足いたしました新市の生活保護の業務に当たりましては、新しいカードをつくりまして、皆さんに不便をかけないようにわかりやすく皆さんに説明したところでございます。

#### ○ 楡井委員

県の要領とそのときそのときケース・バイ・ケースということでしょうけれども、これそのときの担当者とか、それからそういう指導される課長さん、部長さん、係長さん、そういう役付の方たちの判断といいますかね、そういうのでいろいろ柔らかくなったり硬くなったりというようなことも考えられますのでね、これは県の要領があるなら県の要領がある、これに基づいて検討するというふうに言うておられるわけで、これはぜひともきちんとして飯塚市の要領というのを定めるべきじゃないかというふうに思うんですけども、そういうふうなことには今後なりませんかね。

#### ○ 保護1課長

保護者の自動車の保有につきましては、いろいろな問題がございますので、今質問者が言われますように県の分がございますので、それを参考にといいことと、社会通年上いろんな問題を研究いたしまして、必ず早急に飯塚市の分は作成してまいりたいと考えております。

#### ○ 楡井委員

また来年、私がするかどうかわかりませんが、同じような答弁にならないように必ずお願いいたします。この項の最後にちょっと市長にお尋ねいたします。昨年11月初めに生活保護費の国庫負担金の見直しというのが提示されております。それで、これが実施されると市の財政負担というのが非常に大きくなることから、議会の反対意見書もあって、市としても生活保護事務の返上という強い態度を伴う断固反対の態度であるということが表明されています。老齢加算、さらに母子加算の廃止によって約1,000世帯から200億円だったと思うんですけども、これに近いお金が失われるということになったと思います。そういう意味では、江頭前市長は「憲法25条に基づいて、この見直し案は一方的な地方負担増といったことで、地方の責任と財政負担を押しつける一方的なものであるだろうと思います。結論としては、断固反対し、容認することはできません」というふうに答弁をされておるんですけども、市長としてこのお考えについて、この江頭市長の考え方についてこれを引き継いでいかれるということになるのかどうか、市長のお考えをお尋ねしておきたいと思えます。よろしく申し上げます。

#### ○ 児童社会福祉部長

楡井議員御指摘のとおり、生活保護制度につきましては、憲法第25条で規定いたしておりますところの生存権の保障をいたすものでございます。昨今の国の財政状況等非常に厳しい状況の中で、三位一体改革の流れの中で非常に地方に対するところの負担は重くなってきておると思えます。生活保護制度の運営等々におきまして、地方の方の負担を今後ともふやしていくという動きの中で、先ほど御指摘いただきましたように、飯塚市といたしましても生活保護制



度の地方に対する負担が重くならないように、また生活保護制度の抜本的な改革に向けての要望を昨年来、今年も一緒でございますけれども、強く求めておるところでございます。母子加算、高齢者加算も廃止されてきたという状況等々はございますけれども、今後とも市長会を通じまして国の方に強く生活保護制度の維持につきましては求めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 楡井委員

今、部長の御答弁につきましては、市長も同じ立場だというふうに理解してよろしいでしょうか。いいわけですね、わかりました。それでは、104ページに当たりますか、クリーンセンターの稼動状況というようなことで項目出しておりましたけど、ごみ行政の問題について若干お聞きしたいというふうに思います。ごみの収集の有料化、これを導入されましたが、これは昨年ということじゃないんですけれども、ごみの収集有料化の際、大儀に掲げられました理由といたしますか、これは何だったのかということについてお尋ねいたします。

#### ○ 環境施設課長

平成10年4月より実施いたしましたごみ袋制導入による有料化の大きな理由は、1つはごみの減量化を図ること、いわゆるごみの減量化を図り、できるだけ焼却量を減らし、環境に負荷を与えないごみ処理行政を実施すること。2つ目は、ごみ処理経費の一部負担、いわゆるごみ処理が単に集めて燃やすことから、限られた資源の有効活用及び環境負荷を与えないごみ処理行政を行うためには大きな費用が必要となり、その処理経費の一部を市民の皆様にご負担していただくもの。3つ目は、負担の公平化でございます。いわゆるごみの減量に努力している人と、努力もせず何でもごみで出す人との負担の公平化を図るものでございます。

#### ○ 楡井委員

減量化、処理の経費の負担、それと公平化というふうに言われました。まず、減量の問題についてお聞きしたいんですけれども、資料で報告されておりますように、33ですかね、33ページにあります。これを見ると、確かに開始をした平成10年、このときは平成9年度に比べて27%、約30%近い減量にはなっておりますが、その後、平成15年の水害のときはちょっと別にしましても、その後ほとんど22%から19.9%、19.5%ですかね、こういう状況で推移をしております。ほとんど結局、平成9年度の量から20%ぐらいは減ってはいるんですけども、この何年間もうほとんどそれが変わっていないというのがこの数字から読み取れるというふうに思います。そういう意味では、第一に掲げた減量化ということについては、この数年進展がないんじゃないかと。ずっと20%前後を推移しているということになっておりますが、この辺の評価についてはいかがでしょうか。

#### ○ 環境施設課長

ただいま質問者の言われますとおり、提出資料の33ページの下に掲げておりますけども、有料化実施前の対平成9年度と比較いたしますと、実施年の平成10年度では27%の減、平成11年度から平成17年度までは水害のあった年を除きまして、平均いたしますと約20.7%の減というふうに考えております。この数字から見まして、当方といたしましては、ごみ減量化の目的は達成しているものと判断しております。

#### ○ 楡井委員

ごみの減量化に成功しているという御答弁でありますね。確かに平成9年に比べてみればね、20%は減っているというのはわかりますよ、この数字でね、この数字を見れば。しかし、この20%前後から進まない、これで成功しているというふうに言えるのかどうか。これ疑問を呈しておきます。さて、ごみの減量化の問題なんですけれども、この減量していく過程でどういう啓発がやられているのかなというふうに思うんですよね。私ども今まで穂波町におりまして、穂波町ほか2カ町衛生施設組合ですかね、ここからの資料として、一般の家庭からのごみと、それから企業系のごみ、いわゆる営業用のごみですね、これの出ぐあいといいますか、量

ですね、投入量を資料としてずっと頂いてきたことがあるんですけども、そういうような集計はこの飯塚市ではされていないのかどうか、お聞きします。

#### ○ 環境施設課長

家庭系と事業系ごみの搬入量の区分につきましては、事業所が排出する一般廃棄で、可燃ごみ、缶・瓶、不燃ごみの1回当たりの平均排出量が指定ごみ袋で5袋を超える事業所につきましては、許可業者で収集しておりますので、ごみ搬入量は把握できておりますけれども、5袋までの小規模事業所といたしましては、一般家庭と同様に事業系のごみを収集しておりますので、そしてクリーンセンターで計量しております。また、家庭系ごみと事業系ごみ袋の販売数においても、指定ごみ袋等の販売店に在庫の問題がございます。以上のことから、家庭系と事業系のごみ搬入量を明確に区分して把握することはできておりません。

#### ○ 楡井委員

公平性の話も言われましたですね。それで、公平性という意味で言えば、家庭の人たちの負担、家庭系ごみの負担はそれぞれもう直接に家計に響きます。しかし、企業系のごみについては、言うなら、端的に言えばごみ袋代、これは営業経費の方に含まれるでしょう。そうすると、税金節約にも関係してくるわけですね。そうなるのと、家庭系のごみと、それから企業系のごみ、これはもう完全に内容が違うわけですね、質が違うというふうに思うんですよ。それをごっちゃにして処理をすると、集計をするということについては、いいことじゃないというふうに思うんですね。なぜかとなれば、やはり指導していかなければいかんわけですね、減量のための。ですから、家庭系のごみがどのくらいからどういうふうに推移しているというふうなことで、どういう今後の指導が必要なのか、企業との関係から出てくるごみがどういうふうに推移しているから、企業に対してはどういうふうに指導していかんかということも求められているんじゃないかと思うんですね。そうしないと、この数字というのが、20%前後を推移している数字が動かないということになるんじゃないかと思うんですね。そういうことに私は思うわけですね。そういう状況からして、企業系のごみと家庭系のごみが分けられていないということについては、いささか疑問に思いますけれども、それについてはいかがですか。

#### ○ 環境施設課長

ただいま答弁いたしましたように、この事業所の5袋以上につきましては許可業者が収集しております。ですので、これらにつきましては数量が出ております。小規模事業所といたしましては、家庭系ごみと一緒に処理をしておりますので、同じパッカー車の中に入れておりますので、この点については不明ということでございます。この点につきましても、質問者御指摘のとおり、何らかの方法をもちまして数量を把握できるような体制をとっていきたいと思っておりますけれども、全体的な収集体制とか、そういったものも含めた中で検討していきたくております。

#### ○ 楡井委員

皆さん方の努力もありまして、平成9年に比べれば20%前後下がっている、これは事実だと思うんですよ。今後これを促進するという意味では、一般論ではだめなんじゃないかというふうに思うんです。そういう意味で、先ほど言いましたように、企業系のごみと家庭系から出てくるごみとはやっぱり性質が違うということもはっきり認識をされた上で、今言われたように、ぜひその実態を掌握していくようお願いしたいと思うんですね。そういう意味では、穂波、桂川、筑穂でやっていた衛生施設組合がどういうふうな形で企業系と家庭系を分けて集計してきたのか、その経験などもぜひ聞いていただきたいというふうに思います。それから、2005年の決算の議事録にもあったんですけども、クリーンネット市協議会ということがありまして、そこの協議の中で提案したというふうな点が3点あったというふうに思うんですね。これについての改善ということについてはその後どうなっておるか、お聞きしたいとい

うふうに思います。3つの提案がわかりますか。

○ **社会・障がい者福祉課長**

お答えいたします。今年の8月より1名増員をしております。

○ **楡井委員**

この指導員の増員1名、これは3つの提案の中の一つじゃなかったかというふうに思うんですけれども、あとの2つについてはいかがですか。

○ **社会・障がい者福祉課長**

一つはワークシェアリング、2つ目は就労評価でございますが、就労評価につきましては、今現在、取り組みをしております。ワークシェアリングにつきましては、就労評価が終わり次第、取り扱うようにしております。

○ **楡井委員**

ワークシェアリングを実施する、障がい者の人たちのためのですね。それから、いま一つは、給与規定を設けるということになっています。このワークシェアリングの実施の結果、その給与規定をとということなんでしょうか。再度答弁をお願いします。

○ **社会・障がい者福祉課長**

給与規定等の問題につきましては、その後、検討するようにしております。

○ **楡井委員**

これも急がなければならない課題じゃないかというふうに思いますので、ぜひ急いで結論を出していただきますようお願いをしたいというふうに思います。この項目については以上です。

○ **委員長**

次に、通告一覧表外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですので、第1款議会費から第4款衛生費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:57

再 開 13:00

○ **委員長**

委員会を再開いたします。次に、第5款労働費から第9款消防費、107ページから132ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員に質疑を許します。

○ **楡井委員**

それでは、今、委員長の紹介にありました、107ページ、特定開発就労事業費に関してです。この事業、特開の就労者の関係で少しお聞きしたいんですけど、情報提供サービスセンターが設置されたということなんですけれども、これは終息を迎える特開事業の就労者の受け皿として地域に雇用が生まれるということを期待されて設置された、また周知された内容だと思いますけれども、これは思惑どおりに、行政の思惑どおりにいっていないのではないかとこのように思うわけなんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○ **商工振興課長**

この情報提供サービスセンターにつきましては、特開事業の方の従事者30人の雇用を実現するというので企業誘致をさせていただきましたが、別冊となっております資料の37ページをお願いいたします。3月末の雇用状況でございますけれども、56名ということで上げさせていただいておりますが、現在は事業計画の変更によりまして、15人というふうな状況になっております。

○ **楡井委員**

この事業は国の方から見ても初めての取り組みであったんじゃないかというふうにお聞きしておりますけれども、そういう理解でいいでしょうか。

○ 商工振興課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

国の事業として初めての方法で実施されている状況でありますし、飯塚市としても雇用の拡大というようなことで期待をされているんじゃないかというふうに思います。当初この事業による雇用の人数はどういうふうに見込まれておられましたか。

○ 商工振興課長

この事業によりまして順次雇用につきましては拡大していきまして、平成22年3月時点では約300人の雇用を見込んでおりました。

○ 楡井委員

当初300人、平成22年といいますから、まだ随分先のようにありますけど、300人。途中で業種の変更ということがあって現在は15人だという話ですけれども、これはどういう事業からどういう事業に変更されたんでしょうか。

○ 商工振興課長

当初は通信教育を主にしました事業でございます。それが、今年度に入るんですけれども、ヘルスケアと申しまして、私たちの健康予防、それから健康管理、そういったことの啓発の方の事業の方に変わるといふような説明でございました。

○ 楡井委員

通信教育を中心にしたということでスタートして、そして途中で、これは今年度に入るといふようなことなんでしょうか、健康に関する情報サービスといふようなふうに変えられたといふようなことですけれども、そういう事業計画が大きく変わったという状況の中で、でも平成22年には300人の雇用が見込まれるといふような状況でしたか。

○ 商工振興課長

当初から、この通信教育と健康管理のサービスといふことの事業計画は当初から上がっております。

○ 楡井委員

今、資料の37ページ、課長の方からもお示しありましたが、今年の3月現在では56人ということになっておるこの資料なんですけれども、ただいま現在では15人といふような状況になっているというふうにお聞きしました。それで、本来の情報サービスという職務にかかわっている人はこの15人のうち何人なんでしょうか。

○ 商工振興課長

今、15人ほど従事されておりますが、警備、それから清掃等を外しますと、残りの方は5、6人ではないかというふうに考えております。

○ 楡井委員

それでは、15人の中で本来の業務にかかわっている人は5、6人といふようなことでは、飯塚市としての思惑、さらには国の方から見ても思惑どおりっていないといふことになるんじゃないかというふうに思われます。この中で、特に特開関係の就労者の方を30名雇用するといふふうになっていたというお話も初めにありました。これ現在、特開関係の人は何人ここで今働いておられますか。

○ 商工振興課長

現在のところはゼロ人でございます。

○ 楡井委員

それでは、現在、特開関係の就労者はゼロといふことであれば、この事業そのものの目的と

したところが全然達成されていないということになりはしませんか。

○ 経済部長

特開事業につきましては平成19年3月31日で終息いたしますので、その時点で30名雇用ということになっておりますので、現時点では雇用数はゼロでございます。

○ 楡井委員

何年って言われましたかね、すみません。平成19年、来年ですね。平成19年の3月31日で30名ということ言えば、現在、平成18年がもう終わろうとしていますね。そうなってくると、あと1年余りしかありませんけれども、その最終時点で30人を雇用するということになるんですか。

○ 経済部長

特開事業自体が平成19年3月31日で終息しますので、その受け皿としてこの事業を実施しておりますので、4月1日以降に30名を雇用していくと、3年間で30名雇用するということになっております。

○ 楡井委員

そうすると、その30名の人たちが現在の変更された業務といいますかね、こういう状況の中で就職可能なんでしょうか。

○ 経済部長

現在、課長が答弁いたしましたように、事業の一部変更がございまして従業員数が減っております。ただ、特開事業で行いまして、受け皿事業ということで平成19年4月1日以降につきましては30名の雇用が発生してきますので、事業者に対しまして存続と拡大に向けて現在話し合いをしている段階でございます。

○ 楡井委員

この事業に、経営状況というのが下にあります。これでは私、不勉強なために、こういう内容は全然理解がいかないといいますか、分析できません。したがって、資料としては、こういう経営状況を収支決算、いわゆる決算書のような形で出していただいたかったわけですね。ですけれども、先ほど御報告のあったように、5人ないし6人で本来の業務をやっているという状況の中で、収支決算が果たして合うものかどうかということになると、この企業そのものが将来存続できるのかどうかという心配もあるわけですね。その点はいかがですか。そういう心配はありませんか。

○ 経済部長

先ほど課長が答弁しましたように、今年の7月ごろから事業内容が一部変更になっております。そのために従業員数も減少しておりますが、誘致企業でございますし、4年後には300名というような目標もございますので、現在の経営状況が著しく厳しい状況ではございますが、事業主の方と打ち合わせしながら、投資家等とも今協議されておりますので、その推移を見守りながら事業存続に向けて努力してまいりたいと考えております。

○ 楡井委員

今年のこの資料を見ると、今年の3月31日で56名ですね。そして、現在が15人。先ほど言われた、清掃とか警備とか、そういう人も含めてこの56人なんだろうけれども、本来の業務にかかわっていた人は現在の5、6人よりも随分多かったと思うんですよね。それが何で今は全体として15人に減ったのか。そして、さらに本来の業務に携わっている人が5、6人しかいないのか。この大きく後退した、40名からの人が退職してるわけでしょう、この原因は何ですか。

○ 経済部長

先ほどから言いますように、会社の事業の一部変更によりまして、通信教育事業と申しますか、そのこのところの従業員の方が事業を取りやめたために希望退職されたということでござい

ます。

○ 楡井委員

そうすると、将来この分野で、今、退職されたという理由を言われましたけどね、事業がこれ発展するといいますか、拡大していく可能性というのは、そういう意味では失われているんじゃないでしょうかね。違いますか。

○ 経済部長

私どもが聞いています範囲によりますと、本来、先ほど課長が答弁しましたように、ヘルスケアということで健康関係、予防関係のコールセンターをやっていくということも事業計画の柱の一つでございましたし、そちらの方に特化してやっていきたいという会社の方針で、そちらの方で現在受注というんですか、コールセンターでございますので、いろんな企業さんのそういうコール業務を委託してやっていくというような事業内容でございますので、そちらの方の仕事を鋭意会社としては受注に向けて努力しているというようなことで、事業の拡大に向けて投資家と、それから融資先等と協議をされておるということを聞いております。

○ 楡井委員

平成22年、あと4年ですか、このうちに300人というような目標なんですよ。現在まだ15人、これ20倍の人数を雇わないといけない。警備とか清掃とか、こういう人たち、こういう仕事に携わっている人は現在の10人前後で賄えるんじゃないかと思うんですね。ここで新たな雇用の拡大がふえるということにはならないと思うんですね。そうすると、本来の業務の方に二百数十人、二百七、八十人雇わなければならない、こういう関係になってきますよね。とても今の状況から見て、そういうことが望めるんだろうかというふうに大いに疑問に思うところですね。したがって、かなり多額の開発費、造成費ですかね、こういうのを使って、あの辺一帯を開発されたし、そういう意味では、この企業、唯一来ている状況でしょう。そういうことからしても、頼みの綱の一つの典型づくり、国の方から見ても典型づくりということになると思うので、そういう意味では、この事業を失敗すると、国に対する皆さん方の顔前も立たないと、顔前で仕事をするわけじゃないかもしれないかもしれませんが、そういうことになると思うんですね。ぜひこれは平成22年の、平成22年度ですから、平成23年の3月末ですか、そういう意味ではあと5年ほどありますけど、この300人の雇用がきちんとできるように、今後も決算状況といいますか、経営状況などもよく点検されて、ぜひ成功させていただきますようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 委員長

どうぞ、続いて。

○ 楡井委員

では、大型店関係について、115ページになりますか、お願いします。関連で言えば、アーケードの改修補助とか、それから活性化がんばろう会の負担金とか、こういうことに関連することにはなろうと思いますけれども、一つは、菰田にあった市民プール、これは正確には枝国になるんでしょうか、いずにしても市民プールがありました。これの跡地と、それから上三緒に24時間営業の大型小売店であるところのトライアルというのが開店して、間もなく1年ぐらいになるんでしょうか、なります。それから、この1年、飯塚市内の小売店、小売商店、これがこういうトライアル等の進出によってどういう影響を生じているのか、掌握しておられれば教えていただきたい、報告していただきたい。商店数や売上高、従業員等の推移ですね。よろしく。

○ 商工振興課長

このトライアルの進出によりまして商店街の方がどのような影響を受けたかということですが、残念ながら今のところ、この商業統計によりますと、まだ平成16年の数字しか出ておりません。そういった中で、具体的に数字を上げて申し上げることは現段階ではちよっ

と無理でございます。

#### ○ 楡井委員

このトライアルそのものが開店した影響については、数字上、掌握はできないと。16年の商業統計が今あるというふうに言われました。この16年の商業統計、前回の統計といえますか、調査と比べて、商店数、売上高、従業員数、そういうやつの変化がありましたら教えてください。

#### ○ 商工振興課長

卸売業と小売業、それぞれの数字はわかっておりますが、この2つ、卸売業と小売業を合わせた数字で申し上げたいというふうに思っております。平成14年、前回は平成14年でございますので、平成14年と平成16年を比較して数字を挙げさせていただきます。事業所数、旧飯塚でございますが、平成14年が1,427、それが平成16年には1,388でございます。それから、従業者数、平成14年が7,876、平成16年が7,638。それから、年間商品販売額でございます。平成14年が1,612億7,481万円、平成16年度が1,553億1,538万円。以上でございます。

#### ○ 楡井委員

いずれにしても、いずれの数字も後退といえますか、減少していることが今明らかになったというふうに思います。そういうことで、県物産振興協会負担金とか、それから県中小企業振興センター負担金というのが、金額はわずかですけども、計上されております。計上といえますかね、支出されております。この負担金の効果というんですか、こういう商業状況の後退に対してどのような効果をこの負担金はあらわしているのでしょうか。

#### ○ 商工振興課長

福岡県物産振興会負担金、これにつきましては、物産の販売振興ということで、中心商店街の方とは直接には結びつかないものと考えております。それから、福岡県の中小企業振興センター負担金と申しますのも、これも県レベルの話でございますが、この中心市街地の方の影響というのは余り考えることができないというふうに考えております。

#### ○ 楡井委員

県物産振興協会、これは商店街とは関係がないというふうに言われました。それから、中心企業振興センターについても飯塚市に影響ないというふうに言われました。それで、初めの方の物産振興協会への負担金なんですけれども、これは飯塚市のいろんな産物があると思いますね、これがどのように販売され、地域には還元されているのかという意味では、関係ないというふうに位置づけてしまったんではいけないんじゃないでしょうか。さらに、この中小企業振興センターへの負担金、これも飯塚市中心商店街とは関係ないということになれば、負担金として支出する意義がなくなってくるんじゃないでしょうか。

#### ○ 商工振興課長

少々説明が不足いたしました。福岡県の物産振興会負担金と申しますのは、観光物産等の紹介でございますが、県のパンフ等に紹介をしていただくというふうなことでございます。それから、振興センターにつきましては、これは工業の振興についてもこの振興センターを通していろんな情報を頂いておりますけれども、このほか融資等の情報についても提供いただいておりますというふうなことでございます。それで、全く関係がないということではございません。ただ、その影響というのが非常に少ないというふうに御説明させていただきたいと思っております。

#### ○ 楡井委員

こういう協会とかセンターとか、こういうところからの情報を積極的にやっぱりとして、市の振興、工業・商業に限らず情報をやっぱりとして、それをどういうふうに活用するかというふうなことの方に考えなければいかならないかと思っておりますね。実際この21万円という金額は、確かに総予算からすればわずかな金額ですけども、それなりに支出する意義といいま

すか、そういうのもきちんとかんで大いに活用し、21万円出したんなら、30万円、40万円、50万円ぐらい取り返すぐらいの、このセンターなり協会なりを活用して振興に役立てていかなきゃいかんというふうに思いますし、その点を指摘しておきたいというふうに思います。次に、商業団体事業補助金、助成金というのがありますね、144万5,000円ということですが、これに関係する団体数とか商店数、事業計画などについての動きといいますか、活動状況は掌握されておられますでしょうか。

○ 商工振興課長

この商業団体の加入団体は10団体でございます。本町商店街、東町商業団、昭和通り、昭和通り商業団、吉原町商業団、新飯塚商店街、御幸町商業団、二瀬商工協同組合、幸袋商業団、鎮西商業団、以上の10団体でございます。この活動内容といたしましては、例えば水害の復興セールであったり、共通駐車券の事業であったり、それから永昌会の事業であったり、二瀬協同組合歳の市の事業であったり、そういうふうな事業内容でございます。

○ 楡井委員

10団体というふうに言われましたが、今お聞きしたところによると、菰田の商店街が入っていないようですが、菰田は入っていないんですか。

○ 商工振興課長

菰田の商店街につきましては、任意の商店街としてお話を受けております。

○ 楡井委員

菰田はそういう意味では正式な商店街ないしは商業団としての組織じゃないということであるわけですね。あそこは菰田ぶらり市ですか、そういうようなことを毎年やっているようなんですよね。ですから、そういうところがどうして助成金の枠から外れるのかなというふうに思いますけれども、この10の商業団体で商店数や事業計画などについての御報告がありませんでしたけれども、そういう事業計画に対して助成金の支給などの妥当性、これを検討するのはどういうメンバーで行っておられますか。

○ 商工振興課長

市の商工振興課の方で主にやっております。ただ、商工会議所等の意見も聞くこともございます。

○ 楡井委員

10団体ですから、平均割しますと、1団体当たり14万円程度にしかならないと思うんですね。にもかかわらず、先ほど言われたような事業を計画されておるわけですから、この金額は余り多いというふうにも言えないんじゃないかと思います。財政が非常に厳しいという状況の中で、そういう商業団体の御理解も得て、こういう助成金になっているんだろうとは思いますが、こういうのをもっと金額を上げて、こういう商業団体の事業活動を大いにバックアップしなけりゃならないんじゃないかというふうに思うわけです。それで、飯塚の商店街、中心商店街といいますか、を取り巻くように、西にはハローディとかTANTO（タント）、こういう大型小売店があります。南の方を見ますと、ジャスコがあつて、先ほど言いましたトライアルがあります。東の方にもトライアルが開店しました。こういうふうに見てくると、飯塚市の旧商店街を取り巻くようにといいますか、包囲するように大型の小売店が進出してきております。商店街は、一つずつつぶさには私は見たわけではありませんけれども、通りがかりにいろいろ見ていきますと、やっぱりくしの歯が抜けたような状態ということで、商店のシャッターがおきているところがたくさんあります。それから、あいタウンからも、これも飯塚市が音頭を取ってつくった施設ですけども、ここから最近ベスト電器が撤退したんじゃないかというふうに思います。こういうふうに見てくると、空き店舗活用のための助成金を出している事業をやるとか、それなりに努力はされているように思いますけれども、そういう中心商店街の活性化といいますか、展望、これが見えない状況が続いているというふうに思います。



この商工業と申しますか、この商工予算について申しますと、13億3,468万円ぐらいですか、こういうふうになっております。こういうたくさん予算が組まれておりますけれども、その中身をまた見てみますと、そのうち11億9,400万円ぐらいですか、貸付金がそういうことになっているというふうに申しますし、負担金助成金等で5,000万円ぐらい、それから繰り出し金というのが3,900万円ぐらいが支出されております。したがって、これを合計しますと12億8,300万円ぐらいになるんじゃないかというふうに申すんです。総予算の13億3,468万円、そのうち12億8,000万円が今言ったような状況、これに商工関係の職員の給与、これ2,968万円ということになるんじゃないかというふうに申します。そうなってくると、商都飯塚市というように言われているまちですけれども、これを復興していく復興策、これを検討する余裕すらないという状況がこの決算書の中から見えてくるんじゃないかというふうに申すけれども、その点はいかがでしょう。

#### ○ 商工振興課長

今、質問者がおっしゃいましたように、非常に商工予算というのは厳しい状況を迎えております。ただ、補助金の説明でちょっと不足しましたが、実は市の予算書に反映されますのは市からの持ち出しの部分だけでございます。それで、現実的に事業を展開する際には、商工会議所からの負担金、それから地元からの負担金、こういうのを合わせた中でいろんな事業を展開しておりますので、この予算書の方から受けるイメージとは若干違うことを申し上げたいというふうに考えております。ただ、非常に財政状況も厳しい折でございますので、何とかこの中心商店街の活性化に向けて会議所と一緒にやりましてやっていきたいというふうに考えております。

#### ○ 楡井委員

先ほど数字全体のことを言いましたね。13億3,400万円余りの総支出の中で、11億9,400万円が貸付金なんですね。ですから、独自に商業都市飯塚市というのを復興させるための策を検討すると言いますか、そういう支出が全然ないというふうに申し上げてもいいんじゃないかというふうに申すんですね。それで、商都飯塚市というのを復活を目指して、確かに経済状況や雇用の状況、それから誘致企業の効果、市民の求めるもの、県への負担金にふさわしい知恵、それから商業や工業団体の事業計画のチェック、そういうところのいろんな連携、これらをやっぱり検討して立案する熱意と知識、これを持っている人たち、さらには行動力のある組織、システム、こういうのを市長直属の機関として、諮問機関のような形でもいいと思うんですけれども、そういうのをつくって、飯塚市全体を見回した復興策、これを立案する必要があるんじゃないかというふうに強くこの数字を見て思ったわけです。この13億というような大きなお金が、穂波なんかで言えば、これは商工業予算三千数百万しかないんですね。これは後ほど穂波のところでもたやりますけれども。そういうところから見れば、13億、わあ一っと思ったんですけど、中身を見てみれば、あにはからんや、実際復興に使えるお金というのはそう多くないというようなことがわかりました。今言いましたように、そういう諮問機関、諮問会議のようなものをつくらねば、それなりのやっぱり財政が必要だと思います。調査をしたり、会議を開いたり、研究をしたり、よそのところを見に行ったりということで、そういう財政的な裏づけも必要であるというふうにも申します。それで、一定の将来展望を持って臨む必要があるというふうに申すんです、予算もつけて。そういう意味では、先ほど言いました、市長直属の諮問会議、こういうのもつくったらどうかというふうに申すんですけれども、市長、いかがでしょう。

#### ○ 経済部長

質問者御指摘のように、商工費の予算の中では貸付金が大部分を占めております。少ない予算の中で、先ほど商工振興課長が答弁いたしましたように、商工業者、商業団体等と協力しながら商工業の推進を図ってまいりたいと考えております。また、諮問機関の件でございますが、

現在、会議所、それから各大学の学部長、学長等と市長との懇談会等を設けながら、まちづくりについていろいろ提言を受けながら進めているところでございますので、これを一層さらに深めまして、行政も一緒になって協働しながら努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 楡井委員

蛇足になると思いますが、そういうことで検討はされておるということではありますが、やはり熱意と意欲、これがやっぱりないと、形だけのものに終わるんじゃないかというふうに思いますので、そういうメンバーも検討委員会の中に、検討委員会といいますか、検討されているメンバーの中に新しく加えてお願いしたいというふうに思います。次に、116ページの観光費について若干お聞きします。決算額では13節、19節が観光については大きな比率を占めております。この中で、市独自の観光策というのがこの数字上、またここに書いてあるところからは見えてこないんですが、市独自の観光策ということは今持っておられるなり考えておられれば、ひとつお聞きしたいと思います。

#### ○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:38

再 開 13:39

#### ○ 委員長

委員会を再開いたします。健康の森でいいですか、楡井さん。健康の森、行ってください。

#### ○ 楡井委員

健康の森公園の建設関係、125ページなんですかね。じゃ、そこでさせていただきましょ。この健康の森公園を初め建設しようというふうに計画をしたときのその目的ということがあったと思いますね。先ほどの項目でもお聞きしましたように、こういう事業を起こすときの大義名分といいますか、そういうのがあったと思うんですね。それをまず教えていただきたいと思います。

#### ○ 総合政策課長

健康の森公園の目的でございますが、この公園につきましては、目尾計画の中でクリーンセンターの整備と地元の環境整備、それを地元と御協議申し上げまして、計画を遂行してきたものでございます。

#### ○ 楡井委員

それでは、この健康の森公園を建設して、クリーンセンターの関係とか地元の人たちへの、今の言葉を裏側からのぞいてみたら、クリーンセンターという迷惑施設をつくるので、地元の人たちを何とか納得させるためにこういうのをつくってあげますよというふうに言ったんじゃないかなというふうなふうに思えるわけですね。これじゃやっぱりいかんと思うんですよ。それなりにこの健康の森公園を建設するというための大義名分があったんじゃないか。これをつくってどういう目的に、市民のためにどういうふうにこれを生かすかというようなことをやったんじゃないかと思うんですが、そういうことは討議されなかったんでしょうかね。

#### ○ 総合政策課長

この目尾地区の地域の発展のために、地元の代表の皆さんとこの目尾計画を十分に御協議しながら計画を進めてきたものでございます。地域のお声を反映しながら進めてきたものというふうに思っております。

#### ○ 楡井委員

それでもあえてお聞きします。この目尾地域の発展ということで説明がありましたね。それで、目尾地域の発展という側面から見て、この健康の森公園がそういう目尾地域の発展のために貢献しているかどうか、具体的な数字で示してください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13 : 45

再 開 13 : 46

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 総合政策課長

数字での成果というのは、事業計画を地元と御協議しながら進めてきたということでございまして、数字で示せとの質問でございますが、その数字は持ち合わせておりません。

○ 楡井委員

数字上の問題で言いますとね、頂いた資料の9ページとか10ページ、11ページに出てるんですよ。事前の打ち合わせと違って公の場で言うと、なにかと思えますけれども、説明を受けた中ではこういう数字がですね、私は説明を受けておるわけですね。ですから、これがもともと公園を建設するということになった目的と合致しているものかどうか、地域振興とかクリーンセンターとの合致とかいうような、そういうところから見て、果たしてこの状況がどうなんだろうかなということをお聞きするわけですね。したがって、先ほど125ページのことを言われましたし、私が質問しようと思っていたのは150ページの管理運営費、委託料、この辺の関係でお聞きしようというふうに思っていたわけで、そういう意味で具体的な数字をお聞きしたわけです。したがって、担当課が違うなら、別の担当者の方が御報告していただければ結構かと思えます。

○ 都市計画課長

都市計画の施設につきまして報告いたします。都市計画の施設としましては、健康の森公園内に市民農園、温室、ゲートボール場、散策路、駐車場等がございます。市民農園につきましては、1区画16平方メートルが54区画、これは平成17年度は全区画100%貸し出しをいたしております。次に温室につきましては、これも1区画16平方メートル、これは10区画でございますが、平成17年度は7区画の貸し出し状況でございます。ゲートボール場につきましては、市内居住の高齢者の団体がほぼ毎日の頻度で使用している状況でございます。

○ 楡井委員

そういう意味では、この地域振興といいますか、地域の発展といいますか、こういうことに貢献しているというふうに評価をしいものなののでしょうか。

○ 都市計画課長

都市計画の施設としましては、地域の皆様に利用いただいております。市民の福祉の向上にも貢献しているということでございます。

○ 楡井委員

この項の質問の最後にしますけど、園芸広場、それからプール、そして多目的広場という3つの施設がございます。この3つの施設に、土地代も含めてなんでしょうけれども、約30億円を超えるお金が投入されていることになっていきます、資料でしますと。こういう巨額なお金の投入にふさわしい利用状況というのは、現状ではそうなっているんだろうかという疑問が出るわけですね。その点について私の疑問が杞憂なのかどうか、さらに、もし私の疑問が正しければといいますか、当たっているというふうに思われれば、今後の利用状況に対する対策といいますか、ふさわしい利用状況にするための対策などを考えておられましたら、述べていただきたいと思えます。

○ 委員長

それは楡井さん、教育のところでもちょっと言ってもらえませんか。プールとか何とかが入ってますからね。教育のところ。健康の森はもうそれでいいですか。

○ 楡井委員

はい。

○ 委員長

それでは、次に質問事項一覧表外の質疑を許します。柴田委員より発言したい旨の要望があっておりますので。

○ 柴田委員

通告外ですが、129ページ、15節の工事請負費についての質問をしたいと思います。平成17年度の市営住宅はどのような建設があったのか、お伺いいたします。

○ 住宅課長

工事請負費の内訳でございますけれども、これにつきましては、旌忠公園の向い側といえますか、北側になりますけれども、松本公営住宅の建てかえ工事をやっておるところでございます。その中で松本公営住宅団地の造成工事、これは2工区に分けておりました、その部分が1億247万8,500円でございます。それに伴いまして、古い住宅の解体工事をやっております。松本、久世ヶ浦公営住宅解体工事といたしまして、松本住宅団地が64戸、それから久世ヶ浦住宅が30戸あります。合わせて94戸の解体と集会所の1戸の合わせたものが4,080万3,000円でございます。それから、仮住居公営住宅補修工事といたしまして、もともと入居者がおられた分につきましては、立岩小学校の横に松本の古い住宅があります。それを仮住居として使うための補修工事を行ったものでございます。その部分につきましては373万2,750円。以上が松本住宅の建てかえ工事の部分でございます。

○ 柴田委員

現在、相田の県営住宅は建てかえに入っております。当初、相田の市営住宅の建てかえの予定も入っていたと思います。合併においてはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○ 住宅課長

平成13年度に旧飯塚市の公営住宅の建てかえ計画というのをつくっておりました。平成13年度に飯塚市市営住宅ストック総合計画というのが建てかえの計画でございます。一応10年スパンを計画といたしておりました、今現在、今申し上げました松本住宅を建てかえが終わり次第、引き続き白旗団地あるいは相田団地の建てかえ計画をする予定としておりました。しかしながら、今回、今年の合併に伴いまして、新たなストック計画の見直しを考えておるところでございます。

○ 柴田委員

ぜひ相田の県営住宅が建てかわって、その周囲の方々がぜひ今望んであるところですので、よろしくお願ひいたします。次に、伊岐須の千手団地、蟹ヶ浦団地も建設されてもう40年近くたっております。近くに九州工業大学があります。開学されて20年くらいたっております。学生のまちづくりを住民は望んでいますが、まだまだほど遠い現状だと思います。その中であって、九州工業大学に近い千手団地や蟹ヶ浦団地が建てかわっていくと、環境が一新していくと思われませんが、今後の予定はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねします。

○ 住宅課長

先ほど申し上げました相田団地の建てかえ計画でございますけれども、これにつきましては、今回の合併に伴いまして、旧4町の部分の管理戸数も含めました中で新しいストック計画をつくる予定といたしております。ですから、先ほど申し上げました旧市の平成13年度につくりましたストック計画というものは一応白紙といたした中で、相田の計画についても新市のストック計画の中に反映させていくというふうな考え方を持っておるところでございます。さらに、今御指摘の九州工業大学に伴います周辺の公営住宅といたしましては、蟹ヶ浦団地あるいは千手団地というふうなことで市営住宅を構えておるところでございます。しかしながら、これにつきましては、平成14年から平成16年にかけてまして防水工事の改善事業をやったところで

ございます。そういった補助事業で改善しますと、10年スパンの中で建てかえはできないというふうなことになりますけれども、あわせまして、今回、新しいストック総合計画の見直しの中では、平成19年度から平成28年度の10年スパンというふうなことになりますので、この中に反映できるのかどうか。御存じのように、新しい合併の中で管理戸数も4,500戸というふうな膨大な公営住宅を抱えるような状況でございます。昭和40年代の建設戸数が旧4町の中でも相当管理戸数を構えておりまして、非常に建てかえを早急にやらなきゃいけないというふうな実情もありますものですから、そういったところも含めまして、総合的に考えを示していきたいというふうに考えております。

○ 柴田委員

今かなりの学生が周辺には住んでおります。でも、学生が本当に住み続けていきたいと思える環境をつくっていかねばいけないと思います。頭脳の流出にもつながっていくと思いますので、その周辺、千手団地、蟹ヶ浦団地を必ず早期建てかえの予定に組み入れていただくことを強く、強く要望して、質問を終わります。

○ 委員長

次に、西川委員より発言したい旨の申し出がっておりますので、発言を許します。

○ 西川委員

通告外質問でまことに申しわけございませんが、1点ほどお願いをいたします。実は、決算書、ページ数でいきますと80ページ、3款1項1目の13節でございます。

○ 委員長

もうそれは終わりました。今は107ページから132ページ。ちょっと申しわけないけど、後で詳しく聞いてください。

○ 西川委員

すみません、どうも失礼しました。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 原田佳尚委員

先ほどの楡井委員の質問の中の関連になるかと思いますが、資料の37ページ、情報提供サービスセンター、株式会社リプロックスの雇用と経営の状況について、この中でちょっと質問事項がありましたので質問を求めたいと思いますが、委員長、許可よろしいですか。

○ 委員長

はい、どうぞ。

○ 原田佳尚委員

先ほどの質問の中で経営状況については余り突っ込んでいらっやいませんでしたので、ちょっとお伺いをしたいと思います。まず、財務諸表でいきますと、これ何で貸借対照表だけしかないのか、ちょっとわかりませんが、通常、損益計算書並びに貸借対照表を出さないと、これ資料になりませんよ。これがまず1点です。それから、この貸借対照表を見ますと、流動資産、約2億円でありまして、2億200万円、それから流動負債が4億9,800万円、約5億円弱ですね。通常この企業会計でいきますと、流動比率という言葉がございます。これは流動負債の金額に対して流動資産が2倍、いわゆる200%あって初めて健全経営ができるという指数であります。しかしながら、これを見ますと、逆転しているわけですよ。通常この流動資産から流動負債を引いたものがいわゆる経営資金というふうに言われております。これから見ても、経営資金もない。しかしながら、帳じりの利益剰余金だけは51万4,959円あると。ちょっと不思議な、どういう経理処理がなされてあるのかと、こんなふうに疑問を感じるわけでありまして。この流動負債4億9,800万円の中に多分一時的な借り入れがあり、この固定負債の中に長期的な借り入れ、そういったものが含まれて恐らくある

んでしょう。まずお尋ねいたしますが、この流動負債の内訳、わかるのであれば教えていただけないでしょうか。

○ 商工振興課長

この情報提供サービスセンターの資料につきまして、少し資料が少ないのではないかというお話でございました。これは一企業の経営状況を示すものでございまして、議会資料としてお出しするのはどうかということでも検討させていただきました。そういった中で、こういう形の中で提出をさせていただいた状況でございます。それから、流動負債の中身についてということもございますけれども、これも企業のプライバシー的なところもございますので、御容赦いただきたいというふうに思っております。

○ 原田佳尚委員

これは今、一企業のプライバシーにかかわるみたいなことを今答弁でおっしゃったわけですね。これ、じゃ市としては全く金銭的な関連はないですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 14 : 03

再 開 14 : 12

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 商工振興課長

ただいまの御質問に対しまして、勘定科目のみを上げさせていただいて、御答弁させていただきたいと思っております。流動負債の内訳でございます。買掛金、未払金、短期借入金、借入金、預かり金。以上でございます。

○ 原田佳尚委員

気持ちはよくわかるんですけどね、せめて金額はちょっと教えていただけないか。

○ 商工振興課長

このうちの、代表的という言葉が適切かどうかわかりませんが、金額の一番大きいものについて申し上げます。短期の借入金でございますが、1億6,300万円ほどでございます。

○ 原田佳尚委員

わかりました。冒頭、経済部長の方から、この後、存続に向けて頑張っていくというような答弁がありました。そういう関連でこれをお聞きしたわけでありましてけれども、今後投資家等のような話も出ておりましたようでございますし、今後の健闘を期待して、これで質問を終わります。

○ 委員長

楡井委員の通告外の質問で観光費が残ってましたね。どうぞ。

○ 楡井委員

では、決算額は13節、19節になります。これがほとんどの観光費の支出になっておるんですけども、市独自の観光策ということが、観光政策ですかね、これがなかなか見えない、私が見つけないということだと思いますけれども、もしそういうのが確立されておられれば、策を述べていただきたいということです。よろしく。

○ 商工振興課長

市独自の観光施策ということもございますが、実はこの平成15年と平成16年に、八木山地区でございますけれども、福岡都市圏に一番近いと、最も近いということで、この八木山高原の振興に向けて、しだれ桜を植えております。平成15年と平成16年でございまして。こういった形で八木山高原の観光振興を実施したいというふうに考えております。それから、今年度に入りまして、平成15年の水害から復興しました嘉徳劇場と、今改修中でございまして、

伊藤伝右衛門邸ですね、この2つの観光スポットをドッキングさせて飯塚の観光のルートをつくってまいりたいと。もちろん、今後でございますので、旧筑穂町の内野宿であるとか、穎田町の松木醤油屋、こういう歴史的な、文化的な遺産を有効に活用しながら観光ルートをつくってまいりたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

飯塚市への観光客というような集計はございますか。

○ 商工振興課長

観光ということで、現在までそういう切り口の中で実施したことはございませんが、これはあくまでも推計でございますけれども、筑前いづか雛の祭りが、今年でございますけれども、30万人というふうな数字が出ております。

○ 楡井委員

先ほどちょっと内野宿のことなども例に出されて言われましたが、全国的にやっぱり有名な立岩遺跡を初め、この嘉飯山には遺跡や史跡がたくさんあります。例えば桂川町では春と秋に王塚古墳の公開というのがあって、毎回大きな関心を集めておりますし、子供さんたちの歴史の勉強にも大いに役立っているんじゃないかと思うんですね。歴史問題では、今、高校で履修してないとかいうようないろいろな問題もありますけど。穎田の神籠石というんですか、それから百姓一揆が結集したというふうに言われている庄内の日吉神社とか、それから穂波の小正西古墳、こういうものがいろいろあると思うんですね。こういうものと連結させた観光史跡の開発、それから観光振興策の検討、これに直ちに着手すべきだというふうに考えます。これは単に担当課、商工課ですか、いうところだけの策ではですね、策ではといたしますか、検討では十分ではないんじゃないかというふうに思うんですね。郷土歴史家だとか、そういう人たち、専門家も含めて検討すべきじゃないかというふうに思うわけです。幸いにして、今、雛の祭りですか、これに30万人というたくさんの人が見えているというようなこともありましたけれども。こういうような観光で飯塚市が成り立つ、観光で成り立つというのは大変でしょうけれども、この観光、ひいては商店街の発展というような関連で、ぜひ検討するような場を設置していただきたいというふうに思うわけです。それで、伊藤伝右衛門邸の話も出ましたけれども、そういうものとの関連をさせて、この伊藤伝右衛門邸の取得、そして整備ということになると思いますけれども、これが観光支援の起爆剤という形になりますでしょうか。その点の決意といたしますかね、そういうのをお聞きすれば幸いです。

○ 商工振興課長

今、質問者がおっしゃいましたように、これからの観光振興に向けて、いろんな意味で切り口が必要かと思っております。その切り口を設けるためにも、郷土にございます歴史的な文化的な遺産を整理統合し、例えば長崎街道ということであれば、内野宿、飯塚、穎田の方とですね、広域的な話にもなるかと思えます。それから、石炭ということであれば、忠隈のボタ山もございましょうし、忠隈の方には巻き上げ機もございまして。そういった歴史資産、文化資産を有効に活用してまいりたいというふうに考えておるところでございます。この伊藤邸につきましては、先ほど申しましたように、他地域との連携も含んで、例えば今、飯塚、それから宝珠山村、今は東峰村と申しますが、東峰村、それから日田、荒尾といった4地点を結ぶような広域的な観光ルートも開発されておりますので、この飯塚地域のみならず、広域的な連携も含んだ中で、必ずや観光の拠点となり得るものと考えております。

○ 楡井委員

要望を兼ねてですけれども、先ほど言いました、商工振興策、これと連携させたものが非常に大切じゃないかというふうに思うんです。そういう意味では、新年度、思い切った予算措置もとってもらって、そういう振興策を、商工業の方の振興策と同時に、それをリンクさせたものとして確立できるように希望をいたしたいと思えます。よろしく願いしておきます。以上

です。ありがとうございました。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、第5款労働費から第9款消防費までの質疑を終結いたします。暫時休憩します。

休 憩 14:20

再 開 14:23

○ 委員長

委員会を再開します。次に、第10款教育費から第14款災害復旧費、132ページから154ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

この項目については、後ほど旧穎田町の決算に関連したものとあわせてお尋ねすることにしたというふうに思います。ただ、2つだけ簡単にお聞きしたいと思います。一つは、138ページの7節、中学校の7節にありますところの賃金という欄がございます。5,144万4,000円ですかね、というのが出ていると思います。この内容をちょっと説明していただきたいと思うんです。かなり大きな金額ですので、よろしくお願いします。

○ 教育総務課長

教育総務課の分につきまして御説明申し上げます。中学校学校管理費の賃金でございますが、これは図書司書補助が7名分、それから用務員5名分でございます。

○ 楡井委員

図書司書の7名と用務員の5名ですね。わかりました。それから、先に申しわけありませんが、136ページに小学校関連だったと思いますが、136ページの15節工事請負費というのがあります。石綿対策工事ですね。これは小学校の関係だけの数字ですけれども、各節にあると思うんですね。それで、学校関係の施設での石綿対策はすべて終わっているのかどうかをお聞きいたします。

○ 教育総務課長

136ページの工事請負費、小学校石綿等対策工事、この分につきましては、潤野小学校の学校のスタジオの内部のアスベスト除去工事費でございます。以上で、これで終わっております。学校につきましては終わっております。

○ 楡井委員

学校はすべて終わっているというふうに理解していいですか。

○ 教育総務課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

じゃ、続けていいですか。

○ 委員長

はい。

○ 楡井委員

社会教育関係ですが、142ページに、これも賃金というのがございます。1,300万、1,330万円ですか、出てると思います。これの中身についてもちょっとお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○ 委員長

142ページの社会教育総務費の7節の賃金、1,330万円の分について。



暫時休憩します。

休 憩 14 : 29

再 開 14 : 31

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 生涯学習課長

臨時職員2名、嘱託職員4名の賃金でございます。

○ 楡井委員

それでは、その数字のうち、資料の17ページを見ていただけますか。資料の17ページの小さい数字がたくさん並んでいるところの一番下の欄ですね、一番下の欄に社会教育総務費の賃金という関係がありまして、これは結局同和対策関係の決算表の総括ということになっておりますので、この賃金527万5,000円というのがこの1,330万の中身だというふうに思われます。したがって、この527万5,000円の中身をお聞きしたいというふうに思います。

○ 学校教育課長

その金額につきましては、人権同和指導員としての嘱託職員2名分になっております。

○ 楡井委員

かなり高額な支出になっておりますけど、日常的にはどういう仕事をされておるんでしょうか。

○ 学校教育課長

各学校におけます人権同和教育推進のための指導助言等を行っております。

○ 楡井委員

それから、同じ資料のページの一番最後の数字ですが、教育委員会費というやつの中に負担金補助金というのがございます、負担金補助及び交付金ですね、399万90円。これについてはいかがでしょうか。これの使い道といいますかね、内容を説明していただきたいと思います。

○ 学校教育課長

この負担金補助及び交付金につきましては、内容といたしましては小中学校入学支度金、小中学校就学奨励金、高等学校入学支度金、高等学校就学奨励金、定時制高校生就学助成金、大学就学奨励金、小学生学習会参加補助金、人権同和教育研究負担金、諸会負担金となっております。

○ 楡井委員

最後の方のやつは、幾つかの項目はいいんですけど、入学支度金とか進学支度金、こういうのが報告されましたけど、そういうのは一般の同和関係以外の人たちにはそういう制度がありますか。

○ 学校教育課長

この制度につきましては、同和地区住民及び出身者で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学に在学する方たちでございますので、一般の方たちには適用されません。

○ 楡井委員

ここの項目は以上で終わります。

○ 委員長

次に、明石委員に発言を許します。明石委員はもう座ったままで結構です。

○ 明石委員

足をけがしておりますもので、座ったままで質問させていただきたいと思います。それから、もう一つお願いがあるんですけど、成人式は1市4町で行っている関係上、資料に基づいて各1町ずつ質問する内容もあるんですけど、全体で質問したいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。成人式、平成17年度の成人者数は1,725人、それから参加者が1,284人、決算額が388万3,258円となっています。これは間違いないと思いますが、合併時点では各町でそれぞれ成人式を行うというような形の話があったと思いますが、平成18年度以降の成人式はどういう形でされるのか、御質問いたします。

○ 生涯学習課長

平成18年度以降の成人式につきましては、旧市町ごとに実施することといたしておりましたが、今年成人式を迎えられます成人者の方などから、同窓生など交友関係が旧市町にまたがっており、一堂に会することによりまして親睦が深められることや、1市4町が合併して初めて迎える記念すべき成人式でもあるため、できれば合同形式での成人式を実施してほしいとの意見が多くあり、そういったことから市全体による合同形式で実施したいと考えております。

○ 明石委員

合同で行う場合には、恐らく1,000人を超える人数になると思いますが、そのする場所、それから実行される場合には、旧筑穂町では社会教育の関係のものが主体でしたと思いますが、形式はどういうふうな形で行われるかお伺いいたします。

○ 生涯学習課長

成人式を市全体で実施する場合、1,000人以上収容する場所につきましては、飯塚市文化会館、コスモスコモンでございますが、ここの大ホールの収容人員が1,504席でございますので、ここを成人式会場として考えております。なお、本年度の成人式の参加予定者数につきましては、1市4町あわせたところで昨年度ベースにいたしまして、およそ1,270名の参加者を見込んでおります。

○ 明石委員

もう一つ質問しました実行するための形式。

○ 生涯学習課長

失礼しました。現在、飯塚市成人式実行委員会を組織して、そこで現在計画を練っているところでございます。

○ 明石委員

これは各町から代表者を集めるということですか、代表者を。

○ 生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

○ 明石委員

そうしますと、1市4町でしていたときの388万3,258円よりも、予算面には、まあ規模にもよりますでしょうけど、安くなるんですか、高くなるんですか。

○ 生涯学習課長

予算につきましては、平成18年度は各市町で行うことで、それぞれ予算計上いたしておりましたが、合同で行う場合、それぞれの予算を合算した形で予算執行する形となっております。なお、合同形式で行う場合の予算はどうなるのかの御質問でございますが、質問者が言われますように、規模にもよりますが、合同形式で実施することによりまして、それぞれ旧市町で行ってございましたアトラクション等の謝礼金や事務的経費など重複して支出する必要がないものにつきまして、その分予算の縮減が図られるものかと考えております。

○ 明石委員

できるだけ、安い単価で、効率のあるいい成人式を行われることを望んでおります。それから最後になりますけど、ちょっと僕も今まで勉強不足だったんですけど、決算の中で、社会教育の生涯学習課と選挙管理委員会で予算を計上しておりますけど、選挙管理委員会が予算に携わっているということですけど、どんな目的あるのかなということでお伺いいたします。

○ 選挙管理委員会事務局長

歳出予算につきましては、その目的に従いまして、これを款項に区分しなければなりません。ただいま成人式に関する予算執行等につきまして、生涯学習課長の方からお答えいたしました。社会教育費につきましては、成人式の式典を執行するために必要な経費といたしまして、参加者への案内状郵送料や、記念品費などを計上いたしております。また、選挙費の、選挙啓発費におきまして、計上いたしております経費につきましては、公職選挙法の規定に基づく常時啓発を行うため、近年特に選挙における投票率の低下が著しい若年層への政治意識の向上を図るため、法律上、1人の独立した社会人として、選挙権を初め、さまざまな権利を与えられました新成人へ記念品や選挙に関する啓発冊子等を送りまして、明るい選挙運動の推進を図るものでございます。

○ 明石委員

具体的な話で、よくわかりましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○ 委員長

次に、柴田委員に発言します。

○ 柴田委員

この一般会計の148ページ、文化会館運営費のところにおいて質問させていただきます。この文化会館の運営について、文化会館の利用状況はどのようになっておられるのかお尋ねいたします。

○ 文化課長

お答えいたします。文化会館につきましては、開館日数が309日で、大ホール、中ホール、展示ホール、リハーサル室、練習室、その他会議室など、貸し館業務の対象は9カ所ありますが、大ホールの使用件数は160件、稼働率は51.8%、中ホールにあっては使用件数214件、稼働率69.3%、展示ホールにあっては使用件数242件、稼働率78.3%となっており、練習室、会議室にありましては、ともに稼働率が100%を超えております。全体の稼働率は73%で、県内の同様の文化会館の中でも、稼働率は高い部類に属しております。

○ 柴田委員

今、お聞きしまして、かなり使われているんだなというのをわかりました。その多くの方々利用されていることはわかりましたが、利用者からは、相談を含めいろんな苦情も届いております。市民が使いやすい、また市民が親しみを持てるコスモスコモンにしていきたいために、文化会館にしていきたいために、4点についてお尋ねいたします。まず1点目は、レストランについてです。ある飯塚市民の方が、先日、ロシアバレエ団の公演を福岡の友人と行かれました。このコスモスコモンに見に行かれました。すばらしい、そのすばらしさに感動して、また友人と語り合いたいと思って、入り口のレストランに行ったら閉鎖されていると。本当にその飯塚市民の方は、お友達連れていったのに、寂しさもある部分で恥ずかしさが湧いてきたとおっしゃっておられました。現在、このように営業されてありませんが、市民の方々から、文化振興の顔でもある文化会館に食事をする場所もないのでは不便であるという声が届いておりますので、その点について、1点目お尋ねしたいと思います。

○ 文化課長

レストランの問題でございますが、これまで営業されていまして事業者が退去されまして、その後、6月に広報紙及びインターネットで公募いたしました。応募がございませんでした。そのため、8月に再度、レストランに限らず、軽食を含めた業種の拡大をして、6月と同様に公募をいたしまして、1件の問い合わせがあり、いろいろと面談をしましたが、コスモスコモンへのお客さんの流れとか、駐車場の問題、使用料、いわゆる家賃でございますが、これの問題等で、いわゆる採算面でちょっとリスクが高過ぎるというようなことで、話がまとまりませんでした。質問者が言われますように、文化会館で食事できないようでは、利用者の方々にお不便をおかけしますので、今後とも、アンテナを高くして、情報収集をするとともに、何ら

かの方策を検討していきたいというふうに考えております。

#### ○ 柴田委員

市民の皆様が気軽に入れるような、そういうレストラン等についてお願いしたいと思っております。

2点目は、文化会館の利用についてです。申し込みをした会場の部屋の時間の30分前に来て、開けていただきたいとお願いしたができないと。時間が来てないのでできないと言われたと。もっとこう市民の立場に立って、対応していただけないかという質問がございます。それが2点目です。また3点目に、すみませんね、ちょっと全部お伝えしますね。3点目は駐車場の問題。文化会館に問い合わせや、申し込みをするのにちょっと寄るのには、地下駐車場にはわざわざ停めるのは不便であり、わずかな時間でも有料となります。横の駐車場は3時間300円でしょうか。30分入れても300円ということになるでしょうかね、あそこは。30分なり1時間なり無料とすることはできないのか。また正面入り口付近で数台分でもいいので、駐車場を設置できないか。寄りつきがよく、利用者も喜ぶと思うのですけど。その点についてもお尋ねしたいと思います。何とか、周辺に寄りつきやすいような駐車場をつくっていただけないかと思います。これが3点目です。4点目ですが、展示室の貸し出しの件についてです。展示室は、現在、いろいろ使われておりますが、連続して1週間以上の貸し出しはしていないと聞いています。今、本当に先ほども雛のまつり等が出ておりましたが、雛のまつりなど、市民と市が一緒になって実施している事業や、共催している事業など、市にとって有意義な事業については、2週間でも3週間でも使えるようにしてもらえないかという、残りのあと3点についてお尋ねいたします。

#### ○ 文化課長

まず2点目の質問でございますが、開館日とかそれから開館時間については条例で定められておりますので、これは文化会館が独自で判断して変更することはできませんけども、今、御質問のように、その運用の中で、何らかの対応ができるものにつきましては、今、指定管理者である事業団と、それから利用者の方と、それから我々文化課も一緒になって、密にお話をさせていただいて、柔軟に対応してまいります。次の、駐車場の問題ですけども、地下駐車場の30分なり1時間なりの無料化については、これは近隣の駐車場、民間の有料駐車場との兼ね合いもございしますが、御指摘のように、公共施設を利用、使用するためにおいでになった方の利便性を考えますと、検討すべき事項であるというように思っております。また正面出入り口付近の駐車場設置につきましてもあわせて、検討させていただきたいと思っております。4点目の会館の貸し出しの期間でございますが、展示ホールにつきましては、これは大ホール、中ホールも含めてですが、会館の利用は原則として、引き続き6日を超えて利用はできないというふうに定めてありますけども、これにつきましては、その重要性、必要性、そういったものを考え合わせて指定管理者と協議して考えていきたいというふうに思います。

#### ○ 柴田委員

先ほどの3点目の駐車場の件です。レストランができたとしても、本当に少しお茶など飲んでいきたいと思っても、横の、300円払ってちょっとかなり歩いてレストランに行くということは、かなりそこまでしてレストランに入るよりもよそに行こうかというふうになります。どうぞレストランの周辺で、本当に止めやすい状況をつくっていただきたいと思っておりますので、ぜひその件、レストラン開かれるときにはそういう部分をよく含めて考えていただきたいと思っております。それと、4点目の件です。先ほどお話ししました、先ほどからも観光の部分においても出ておりました。ここは、この施設使用の部分についてでございますが、この場を利用して、ちょっとお伝えさせていただきたいと思っております。先ほど観光、今から飯塚が浮上していくためにも、大事な部分でございます。何度も商工振興課の方々にも私たちは雛のまつりのときに、コスモスコモンの展示場で開催できないのか、と。今、コミュニティーセンターで、

3階でしょうか、その部分であっております。3階の部分だと思いますが、和室ですので、それはとっても適していると思いますが、車いすで行かれる方々は、コミュニティーセンターのその会場まで、3階まで上がったとしても、エレベーターで、その上は畳でございます。なかなかそこまで人から抱えていただいて、上がっていくというのは大変なことでございます。

これが、コスモスコモン、文化会館の1階の展示ホールであれば、車いすを押していただいて、身体障がいの方、また老人ホームに入っていられる方々が、本当に雛のまつりを見に行ってみようかという思いが本当に湧いてこられると思います。そういう方々も結構多ございます。今日まで行かれた方も。けど上に上がることは難しい。そういう状況でありました。ぜひこの展示場を、そういう方々のために、市民のお祭りであります。そして今はこのお祭りが全国に、今、本当にこの市民からの湧き上がりと言うんですか、すごいことに、市民の皆様が私財をはたいて、本当に自腹を切って、宣伝に今、全国に回っております。これほど、今、市民の祭りとして、飯塚に人を呼び寄せるときが本当に来ているのではないかなと思います。そういうときに、ぜひこの展示場等で行っていただきますと、また東町から入ってこられる方々、本町から入ってこられる方、枝国通りから入ってこられる方々、本当に市の、町の活性化にもつながっていく状況であります。こういう状況をぜひ展示ホールを使って、このお祭りを本当に支えていっていただきたいと思います。そして、これは、商工振興課、文化課だけではないと思います。30万の方が昨年は来られたとおっしゃってます。今から全国に、今、声かけてありますので、どれだけの方々が今から見えられるかわかりません。その受け入れ体制としても、飯塚市のその商工振興課、文化課だけじゃなく、ほかの課の方々においても、自分たちはこの祭り、約22日間あります。この間に何がお手伝いできるのか。ぜひ考えていただいて、飯塚の本当に活性化、本当に全国から皆さん、市内で買い物していただいたり、本当に経済の浮上とつながってまいりますので、ぜひそういう思いもあって、この文化会館の施設の使用をお願いしたいと思います。そして、市民のよりどころとなるこの文化会館です、文化会館。使いやすい文化会館になるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、市長、ぜひお答え願えませんでしょうか。よろしく願いいたします。

#### ○ 生涯学習部長

今、雛のまつりを初め、いろんな催し物が文化会館でやっております。芸術文化活動の場でございます。したがって、今、一例に雛のまつりですか、年間22日あると。それもこれ全国版と申しますか、そういうような祭りになっておるということでございますので、今後、現在、管理を財団に委託しておりますので、その分については、今後、検討協議してまいりますと考えております。

#### ○ 柴田委員

私たちが本当にこの、頂いて知ることになったんですが、今、こういう観光経済新聞というのが、東京、大阪、名古屋、それからこの九州一円にこういう新聞が、今、届いております。そういう中のこの一面にも、伊藤伝右衛門邸、嘉徳劇場、歴史資料館等がこのように案内してあります。こういうのを見て、やはり、じゃあ飯塚に行ってみようって思われたときに、果たして来年のそういう状況の中で、飯塚市が受け入れ体制ができてくるかどうかということを、本当にこの実行委員の方々も大変心配しておられます。ぜひこういうことに当たって、本当に飯塚市のひとつ観光のためにも、この展示ホールの件についてもですが、ぜひ考えていただいて、来年というんですか、3月、また取り組みをしっかりとお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○ 委員長

次に通告外の質疑を許しますが、質疑はありませんか。

#### ○ 西川委員

50番、西川でございます。通告外の質問で、はなはだ申しわけございませんが、よろしく

お願いをいたします。実は、今回は10款の5項8目です。文化会館施設、ページ数で147ページです。これ、私は変わった面からちょっとお尋ねをしたいんですが、不用額が相応に多うございます。5,700万何がしという不用額になっておりますが、この不用額の多さと比べて、補正減額をしたときは、補正減額800万という形。それでこの中の不用額を見てもみますと、実際は、どこでこの不用額が出たのかなど。それ、不用額のためにはどういう項目があって、何が実施できなくてこれだけの多い不用額になったのかということをお尋ねをしたいわけでございます。それで、ここ見てもみますと、負担金交付金のところで、教育文化振興事業団運営費、それから教育文化振興事業団自主文化事業と、こう2つに分かれておりますが、自主文化というのはどういう事業なのか。それから、事業団運営はどのようなものなのかということをお尋ねをいたします。

#### ○ 文化課長

まず初めに、不用額の件につきまして、御説明をいたします。この不用額につきましては、19節の負担金補助及び交付金、この部分で、これは出てくるわけでございますけれども、これにつきましては、事業団の方に管理運営費として渡してる分で、その中で事業団がそれぞれ図書館であるとか、コミュニティーセンターであるとか、いろんなところの管理をいたしております。そういったところとの契約の段階で、いろんな工夫をされまして、特に健康の森公園あたりでは、九電との電気の契約の方法、検討されて、経費が安くあがるような方法に変えられたりというようなことで、すみません。新年度に入った分でございますが、これはすみません、先ほどのとは訂正をお願いいたします。文化会館の管理委託料として、毎月4,200万程度ずつ支払いをしていっております。その分の未払い分が1,500万上がってきておるということでございます。

#### ○ 委員長

何かわからん。ちょっともう一遍よく答弁してごらん、何言ってるかわからん、今の。

#### ○ 財政課長

この打ち切り決算、新市になっておりますので、3月25日までが旧市で、ここで不用額で出てるのは、新市で払った分も不用額になっておりますので、まず施設管理委託料につきましては、今、文化課長が申しましたように、1,570万については新市で支払いをいたしております。なお、教育文化事業団の文化事業実施補助金、これも3,140万については、新市で払っておりますので、実質の不用額はかなり少なくなつてこようかと思っております。

#### ○ 西川委員

私が尋ねておりますのは、不用額がこれだけ出る、その打ち切り決算という関係もあったでしょうけれども、実質問題として、補正予算の減額をしたときには800万ですから、その時点では、そういうものはわからなかったわけでしょうか。その辺を説明してください。

#### ○ 財政課長

これはあくまでも、合併に伴います打ち切り決算でございますので、その補正をする段階では、その数字は把握できませんし、実際、予算での減額はできません。契約はしておりますし、補助金決定もしておりますので、その辺の減額はできませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

#### ○ 西川委員

補正の減額はできないというが、ここ減額予算でしょ。減額してるんでしょう。800万円。この減額800万円するときにもう少し、減額額がちゃんと出せないのかということをお尋ねしてるつもりなんです。と言いますのは、予算執行をするために、補正増額にしろ、減額にしろ、やはりその年度内で、実施ができるという計画のもとに予算は立てるわけですから、そこらあたりのことも聞いてるつもりでございますが。

#### ○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 15 : 01

再 開 15 : 04

○ 委員長

委員会を再開します。もう一遍よく答弁して。

○ 財政課長

すみませんでした。説明がまずうございまして。まず、全体でございしますが、合併に伴いまして、3月25日までの打ち切り決算になっております。それまで旧1市4町それぞれ予算を持っております。その中で、工事であれば契約してる分、補助金であれば補助金決定をしている分、その分で、3月25日まで支払ってる分につきましては、それぞれの旧市旧町の決算書に掲載されております。それで、3月25日までに支払い切れなかったもの、これが不用額という形で、決算書に記載されております。それで、その支払いし切らなかった分につきましては、新しい飯塚市としての予算の執行になりまして、その中で、今、言われます施設管理委託料につきましては、新市の144ページの決算書に1,570万円と、自主文化事業の実施補助金、これが3,140万ほど、これが新市の支払いとなっている部分でございまして。

○ 西川委員

そのことについてはわかりました。ありがとうございます。もう一つ、私は、この自主事業とはどういう事業かということをお尋ねをしております。それから、運営補助金の中の事業団体の運営とはどういうものかという質問もしてと思っておりますが、そこのお答えをお願いします。

○ 文化課長

自主事業の実施状況につきましては、旧飯塚市決算にかかる主要な施策の成果説明書、この黄色い表紙の分ですが、これの103ページに記載いたしておりますが、これの一番、18の自主事業を実施しております。このうち、1から10までが鑑賞型事業で、参加型事業が11から17までの7事業です。支援型事業、18番目の事業です。この18の事業を実施いたしております。それから、教育文化振興事業団運営費補助金の御質問だと思っておりますが、これにつきましては、事業団が事業を実施していくための補助金でございまして。これは事業団で、いろいろ人件費を出したり、それから事業団そのものの運営をしていくための補助金でございまして。

○ 西川委員

よくわかりました。どうもありがとうございます。

○ 委員長

次に、楡井議員の先ほど教育の方で、残しておりましたプール関係、この目尾振興計画の関係のやつを。誰が答弁しますか。

○ スポーツ振興課長

健康の森公園市民プールの管理は、スポーツ振興課で管理しておりますが、市民プールの利用状況につきましては、人数でいきますと、17年度は年間、屋内が38,142名、それから屋外につきましては29,374名、合計で67,516名というふうになっております。今後、住民ニーズに対応するように、貢献できるように努力してまいりたいと思っております。

○ 楡井委員

今、言われた数字が、本来の目的から多いのか少ないのか、私、よくわかりません。しかし、皆さん方の努力を、大いにまた頑張ってもらって、目的にあうように御奮闘いただきたいということをつけ加えさしていただいて終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、第10款教育費から第14款災害復旧費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 15:09

再 開 15:19

#### ○ 委員長

委員会を再開します。

次に、歳入についての質疑に入ります。第1款市税から第22款市債、25ページから54ページまでを一括して質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されています上野委員に発言を許します。

#### ○ 上野委員

ただいまの特別委員会では、平成17年度の決算ということでございます。私の質疑通告の中には、17年度の市税の徴収率というようにうたっておりますけれども、この税の徴収率というのは、全体的に、旧1市4町含めたところで、お話を伺いたいというふうに思います。この監査委員の意見書をずって見てみますと、1市4町、大体それぞれで非常に低い、前年度より低い率になっております。これを大体平均しますと、84.2%ぐらいになるわけです。この税の徴収というのは、非常にこの財源のもとになる、根幹をなすものであります。したがって、新市になって、どのような対策で望まれるのかお尋ねをしたいと思います。

#### ○ 納税管理課長

お答えいたします。市税の滞納整理につきましては、納期限内に納付されていない方に対して、まず督促状を発送いたします。それでも納付されない方には、早期に納付協議等を行うことを目的に、催告書や呼び出し状を順次発送して、指定期限内の納付及び年度内完納を目標に、その方の実態にあった支払い方法や、支払い額の協議が行えるよう来庁のお知らせをしております。来庁時は、その方の実態に応じた支払い額や、支払い方法と納付計画の協議を十分に行い、早期に解決が図れるよう努めております。また毎月2回、納税係の窓口において、午後5時から8時半まで、勤めてある方などの利便性を図ることを目的に、夜間納税相談窓口を開催しております。しかしながら、再三にわたる催告にもかかわらず、何ら連絡もなく、また納税相談に全く来庁されない等、納税意識のない滞納者と判断される場合には、税負担の公平性の観点から、法の規定に基づく預貯金調査を初め、各種の財産調査を開始いたします。その結果、担税資産があり、滞納処分が可能な場合にはやむを得ず、財産差押え執行の事務処理を行い、早期の滞納額の減少並びに税収の確保に努めております。今後におきましても、現行方針及び法の規定を遵守した中で、納税指導を行っていく所存であります。また、国の税源移譲が来年度本格化するということもありまして、5月末に県と市町村において、地方税収対策連絡会議を設置いたしました。これは、県が市町村にノウハウを教えたり、徴収作業の仕組みをつくったり、県と市町村が連携して、共同徴収を行ったりするのが目的であります。ついては、今後、県とも連携を図りながら、税収のアップに努めてまいりたいと考えております。

#### ○ 上野委員

今、非常に、行財政改革ということで、答申がなされまして、この前でしたか、いろいろ発表がっております。この行財政改革の柱として、より基本的に財政再建に向けていくということになれば、やっぱり税の徴収というのが一番大事だろうというふうに思います。この市税等を含めて、手数料、使用料、いろいろな税があります。そういった税の徴収を強行にやっぱりやっていただきたいと。そして今、おっしゃったように、法定手段を講じて、適切な税の徴収をしていただきたいというふうに思います。そういうふうにしていただかないと、税をきちんと納めておる方と、いわゆる未納なさっておる方との差がございます。いわゆる行政として、



市民サービスをする以上、そのところは誤差があつてはなりませんので、こういった税のこの基礎的なものもきちっと収入をしていただくように、皆さんの努力をお願いしたいと思います。最後に、その決意のほどをお尋ねして質問を終わります。

○ **納税管理課長**

今、御指摘のありましたように、精いっぱい努力をいたしたいと考えております。

○ **委員長**

次に楡井委員に発言を許します。

○ **楡井委員**

私、市税の滞納の問題や対策の問題について、5点ほどお聞きしたいというふうに思います。まず第1点は、不能欠損に関してであります。11月9日の西日本新聞に、嘉麻市の不能欠損処理の問題が報道されていたのは御承知のことだと思います。この嘉麻市、旧1市3町分で、1億2,529万円という報道がありました。これは市税と国保税も加えてのものだという報道であります。御承知のことと思います。一方、飯塚市はどうかというふうに見てみたところ、市民税で4,200万円、それから固定資産税で9,770万円、端数が若干ありますから、それお許し願いたいんですが、軽自動車税が126万円ということで、合計約1億4,100万円の不能欠損になっております。これ、当然、嘉麻市よりも多い金額です。これに飯塚市の場合、これは後ほどまた討論さしていただき、質問さしていただきますが、国保税が8,600万円の不能欠損がありますので、合計すると2億2,700万円というようなことになると思います。これで、それぞれ、これは飯塚市全体がこう記入されてあつて、旧自治体ごとのやつがわかりませんので、自治体別、旧1市4町分です。これそれぞれ提出といいますか、数字を教えてくださいなというふうに思うんです。それから、2つ目には、この1億4,100万円の不能欠損金を、どのように処理をした結果の金額なのか。これを説明していただければ、説明を表していただきたいと思います。それから3つ目が、市民税の個人の分で、これ現年分に不能欠損が7万7,630円出ております。私、今までの理解であれば、5年経過した後に処理されるものというのが不能欠損金だというふうに思っておりましたところ、この現年分というところに出ておりましたので、これについての説明をお願いしたいと思います。それから4つ目が、この不能欠損は、これから先も増加傾向が続くんだろうかというような疑問なんですが、その見通しについてお聞きしたいと思います。以上、4点、とりあえず御説明願いたいと思います。

○ **納税管理課長**

まず、最初の不能欠損の、旧1市4町の不能欠損の額をお答えいたします。市民税でございます。旧飯塚市は1億4,093万8,000円、旧穂波町は3,638万9,418円、旧筑穂町は296万9,506円、旧庄内町488万8,816円、旧穎田町1,387万3,807円、市税合計で1億9,006万117円となっております。

○ **委員長**

2番目は。

○ **納税管理課長**

状況につきましては、旧飯塚市では、前年度より約6,750万円の増となっております。件数は131件ふえております。これにつきましては、増加の主な要因は、大口企業や高額滞納者の倒産、破産等が多かったことによるものであります。前年度の不能欠損の約7万円につきましては、これは外国人の課税の分で、もうその年に落としておる分でございます。次に、増加傾向であります。先ほど言いました1市4町で1億9,906万円あります。前年度は1億5,041万2,026円で、前年度より4,864万8,091円の増額となっております。不能欠損額は、一応前年度よりはふえておる状況でございます。

○ **委員長**

続けていいよ。足りない部分は答弁して。

○ **納税管理課長**

失礼いたしました。先ほどの現年の執行停止の分でございますけど、これは外国人がもう出国して、日本にもうまた来る可能性のない分を欠損させていただいております。

○ **楡井委員**

一つ一つ言えばよかったじゃないかって、今、御指導があっておりますので、そうかと思えます。ちょっと改めて、今、御答弁のあったところはもうそれでいいんですけど、なかったところについて改めてお聞きいたします。この1億4,100万円、何か今、1億9,000万というようなふうにも言われておるようですが、これは1市4町の合計ですよ。私の計算は1億4,000万のぐらいだった、これ打ち切り決算の関係かもしれないので、それはよしとして、私の試算の関係で言う1億4,100万円、この不能欠損とした理由です。これを説明をしていただきましたといふふうに言っておりますので、わかりましたらお願いいたします。

○ **納税管理課長**

不能欠損分の取り扱いについて、若干説明させていただきます。不能欠損処分とは、既に納税義務が消滅した徴収金を徴収簿から除去し、翌年度へ繰り越さない会計上の決算処理です。地方税法では、不能欠損を行うことができるのは、次の事由に該当するものと定められています。まず一つに、消滅時効が完成した場合でございます。これはすなわち徴収金の法定納付期限後5年間時効中断の措置をとらなかった場合に、自動消滅するものでございます。2番目に滞納処分の停止が3年間継続した場合、時効中断の措置、督促状や催告書、一部納付等を講じたにもかかわらず、時効の期間が満了した場合に該当いたします。3番目に、即時消滅、これは滞納処分の停止後、3年間の期間を待つまでもなく、徴収不能が明らかで、直ちに納税義務を消滅させる場合でございます。例といたしましては、相続放棄で、差し押さえ可能な財産がない場合等、あるいは法人が解散、または廃業して、将来再開の見込みのない場合等。4番目に海外に移住、または出国後、将来的に帰国の見込みがない場合等があります。以上でございます。

○ **楡井委員**

この1億4,100万円という金額は、今言われた4つの項目といたしますか、条件に全部当たるといふふうに、いいですかね、そういうことで。

○ **納税管理課長**

そのとおりでございます。

○ **楡井委員**

それでは後ほどまた別の機会に、それぞれの項目と件数、金額などを教えていただければ、今後の資料にさせていただければというふうに思います。それで、もう一つは外国人のことは了解いたしました。この不能欠損は、まだ増加傾向に続くのかということにつきましては、平成16年と平成17年ですか、この差が説明されましたが、今後も、平成17年、18年、19年というふうに、不能欠損が増加傾向になるのかどうかという見通しはいかがでしょうか。

○ **納税管理課長**

これ、不能欠損につきましては、できるだけ増加しないように、精いっぱい徴収努力をしていきたいというふうに考えております。

○ **楡井委員**

先ほど、上野委員にいろいろ説明をされておりました。その中で、納期の遅れた人に対する督促ということも言われました。私、何人かの年金生活者の方から、年金受給者の方からお聞きしたんですけど、あれ偶数月に年金、支給がありますね。それでその月はすぐに15日に年金もらいますから、例えば10月分とか8月分とかの納税はその月のうちにできるんです。しかし11月とか奇数の月は、それができないという状況があるわけです。したがって、そう

するともう一月もたたずに、督促状が来るということで、非常に督促状をもらうという、何と申しますか、腹立たしさって言いますか、そういうのがあるわけです。自分は毎月、納めているだろうと。1カ月遅れただけで何かと。一方ではこの不能欠損のような形であるところにはやってない人もおるんじゃないかというような不満を何件か聞いてます。これについて、やはり、今後もそういうふうなやり方を続けるのかどうか。人によってはこうきちんきちんと納めている人については、そういうことをとりあえず、繰り延べするとかいうような措置がとれないものか。いかがでしょうか。

#### ○ 納税管理課長

督促状につきましては、地方税法により、納期限20日以内に督促状を発しななければならないというふうなうたっておりますので、それに基づいて行っております。今後も、納期に入らなければ、督促状は送ることになります。

#### ○ 楡井委員

そういう決まりなんでしょうけど、それにかかわる職員の労力、それから督促状の郵送料、そういう仕事をする職員の仕事量とか、それから郵便で出さなければならない郵便料とか、そういうむだな出費がそれには絡まってくるんじゃないかというふうに思うんですね。したがって、ケースバイケースと申しますか、きちんきちんと納められている人については、そういう措置をとらなくてもいいんじゃないかというふうに思うわけです。その仕事が大変なんだよと言われればまたそうかもしれませんけども、それは1回やっつけばいいわけですよ。どうでしょうか。

#### ○ 納税管理課長

先ほども申しましたように、この督促状は、法的要件の差し押さえ等の前提要件となっておりますので、納期に入らない場合はもう必ず発しななければならないというふうにもう認識しております。今後も督促状については、今後も発送いたします。

#### ○ 楡井委員

法律を盾にとって、言うなら、やるわけです。これはこの法律を、どう申しますか、私に言わせれば、自分たちの都合のいいように理解して、採用したりしなかったりというようなことになるんじゃないかというふうに思います。そういう時間があれば、滞納者のところに出かけて行って、お話をする方がよっぽどいいんじゃないかというふうに思うんですよ。先ほどの質問者の上野さんも言われておりましたけど、やはり納税の不公平感というのが、納税の意欲を失わせる一つの要因になってるんじゃないか。単にお金がないということで、そういうふうなこともあると思うんですよ。こういうことが続けば、せっかくお金を徴収すべき金額があるのに、どんどん捨てていかなければいかんというようなことが続くと、非常に財政的に厳しい、厳しいと言われる中で、その厳しさ、これ当然市民の方が知ったら、相当怒るんじゃないでしょうか。タウンミーティングの中で、この1億4,100万円、今度は不能欠損しますよって説明しました。されてないでしょう。今後の対策として、これどういうふうに住民に説明するんですか。これはまだ穂波とか、この4町、まだあした以降ありますから、これまたお聞きしたいと思うんですけども。今後の対策としてどうするのかです。先ほど言われたようなペーパー、いろいろこう読み上げられておりましたけれども、熱意が伝わってこないというふうに思うんですよ。やっぱり意欲と熱意、これがやはりなければ進まないんじゃないかというふうに思うんです。これ、ぜひ市長にお願いしたいんですけど、熱意だけでは、やっぱりいかんという仕事もあると思うんです。ですから、国保は国保でやらないかんとか、市税は市税でやらないかんとかいうようなことじゃなくて、こういう納税に対する対策チーム、これやはり各課を横断するような組織を人的配置で、やるべきじゃないかというふうに思うんです。ぜひ御検討いただきたいと思います。御返事は要望だけにしておきますので、御返事はいただかないことにいたしますので、よろしく御配慮いただきたいと思います。

○ 委員長

次どうぞ、いいですよ、どうぞ。使用料。

○ 楡井委員

それでは手数料、使用料のことについてお聞きいたします。31ページにあります。同和会館使用料というのが、31ページの一番右の一番上の方にこう書いてあるんですけど、これで、57万3,000円余りの手数料としての収入ということになっておりますが、これについての説明をお願いしたいというふうに思います。

○ 人権同和推進課長

使用料の57万3,452円でございますけども、これにつきましては、立岩会館及び伊岐須会館の会議室の使用料と冷暖房の使用料でございます。立岩会館分が15万1,554円、伊岐須会館が42万1,898円、合計の57万3,452円でございます。資料の16ページに記載しております同和会館使用料の58万8,292円につきましては、新市分の1万4,840円を追加したものでございます。

○ 楡井委員

この使用料の中に、どのような団体の使用料として支払われておるかということについては分類できませんでしょうか。

○ 人権同和推進課長

それぞれの団体名については、ちょっとうちの方では今のところ詳細な資料を持っておりませんが、立岩会館で年間の使用回数が284回で延べ利用人員が7,876人、伊岐須会館が294回の5,181人ということになっております。

○ 楡井委員

今、資料といいますが、どこがどんなふうに使ったのかっていうのはわからないというようなことですが、資料がないということではないんでしょう。きちんと今、集計してないということであって。

○ 人権同和推進課長

立岩会館につきましては市の主催でありますとか、共催、そういったものの事業が中心でございますので、ほとんどが減免対象になっていると。伊岐須会館につきましては、減免対象とされない一般の方の生け花教室であるとか、民謡教室あるいは合気道の講習、そういったものの使い方が多いということで、伊岐須会館の方が使用料の方が多くなっているということでございます。

○ 楡井委員

ちょっと私も、調査不足で、申しわけないんで、単刀直入にお聞きしますけれども、この立岩会館には解放同盟の市教の事務所は入っておりませんか。

○ 人権同和推進課長

運動団体の事務所はございません。

○ 楡井委員

次に住宅使用料をお聞きします。32ページになると思います。調定額が低下しているというのが資料にも示されておりました。調定額が低下していった原因ということについて、お聞きしたいというふうに思いますのでよろしくお聞きいたします。

○ 住宅課長

資料の15ページをちょっと見ていただきたいと思います。資料の15ページにつきましては、これは平成15年度から3カ年にわたって、資料を計上いたしております。特に平成17年度につきましては、合併の関係で打ち切り決算ということで、平成18年の3月25日までの数字をとらえておるところでございます。この数字から見ますと、打ち切り決算ですので、ちょっと数字がほとんど、調定額については前年とほとんど変わらない状況で推移して

かと思っております。ただ、立てかえの関係で、多少家賃等の関係もありますので、その辺のわずかな数字の移動があらうかと思っております。徴収率につきましても、ここで掲載しておりますけれども、これにつきましては、打ち切り決算ということで3月の25日までで、若干です、数字が落ち込んだ状態ですけれど、平成17年度の決算で出納閉鎖期間までとらえてみますと、例年と変わりなく約90.3%というふうな状況になっております。

#### ○ 楡井委員

まとめて聞いたら、ばらばらにしか答弁が来ないし、一つずつ言ったら、私が次に聞こうと思ったことまで説明があるんですね。ちょっともうあれですけど。質問した分だけにお答え願いたいと思います。調定額ですけど、平成15年と16年と17年、比べましたら、平成15年から平成16年については438万円少なくなっております。それから平成16年と平成17年、比較しますと35万円程度ですか、余りこうほとんど変わらないということになっていて、私はここを今、聞いたところなんですよ。調定額が下がってきていると。本来で言えば、収入の関係だとか、利便性だとか、新しく建てかわったからということ何かがあって、調定額が若干こうふえなければならぬのじゃないかというふうに思うんですけども、これが下がっているのはどういう理由だろうかというふうに、今、思ったわけです。今、お聞きしますと、下がったというふうな御説明ではなかったように思うんですが、いかがなものでしょうか。さらに収納率については、今、御答弁があったように、打ち切り決算の状況がここに資料として出てるわけで、最終的には90%というようなことでありましたので、これは大いに、ほかの4町に比べれば、かなり高い数字になっております。それはそれとして、結構なことだと思います。調定額の低下についても一度御答弁をお願いいたします。

#### ○ 住宅課長

失礼しました。家賃の算定につきましては、応能応益の家賃制度でありまして、能力に応じて、収入に応じて、家賃も変わってきます。もう一つは、応益の部分ですけれども、基本的には家賃が、建物が経過年数、古くなってきますと、それにに応じて、家賃も算定の基礎の中で、幾らかずつでも減額していきますので、既存住宅が古くなればなるほど、家賃もそれに経過年数を掛けてまいりますので、その家賃も下がってくるというふうなことでございます。したがって、調定額もわずかでございますけれども、若干下がるような状況でございます。

#### ○ 楡井委員

先ほどの説明では、家が、住宅が新しくなって、その関係でふえてるというようなことだったと思うんです。私の聞き違いでしょうか。そういうふうに聞きました。今の説明が、後の説明ですから、今の説明の方を正しいというふうに考えていきたいと思います。それで、郡部の関係の方の徴収率のところでもまたお聞きしたいと思うんですけども、90%の徴収率といたしますか、収納率、これを維持してあるわけですね、旧飯塚市においては。この90%と比較的高い収納率を維持しているということについての教訓といたしますか、学ばなければならぬことということについては、いかが評価されておりますか。

#### ○ 住宅課長

家賃の関係につきましては、当然、納期が遅れますと督促状あるいは催告状、あるいは夜間徴収等も含めてやっておりますけれども、さらに滞納が継続して多くなってまいりますと、法的な措置をとるというふうなことで、旧飯塚市におきましては、平成11年から法的措置をとらせていただいております。そういうふうなことから、皆さん方の入居者の意識の中では、家賃の納入については、意識が高いものというふうに理解しておるところでございます。

#### ○ 楡井委員

そういう状況の中でも、未収が、これ1年間ずつですかこれは。合計するとこの4,700万円、4,300万円、この7,300万円というふうなこと、これ4千4、5百万円に低下するんでしょうけども、そうなってくると、これ年ごとに4,500万円ずつこう残

っていくと、平均です、残っていくということになるんじゃないかというふうに思いますが、そういう見方でいいんでしょうか。

○ 住宅課長

ちょっと資料を出しております。一つは、現年度分と過年度分が含まれておりまして、かなり過年度分がこの数字の中で未収の金額の中に入っておるところでございます。その内訳をちょっと資料として今、出しておりますので、ちょっとお待ちになってください。

○ 委員長

楡井委員、ちょっと質問もう一遍してください。

○ 楡井委員

すみませんね。この資料の15ページに、収入未済額というのが書いてあるでしょう。4,749万円とか、4,335万円とか、7,315万円とか、こう書いてありますね。これは、ただいま現在ということで見れば、この3年間の収入未済額ということ言えば、この3つを合計していいのかどうかという質問なんですけど。これは平成15年の未済額は、平成16年度の調定額の方に加わるというようなことになるんでしょうか。

○ 住宅課長

御質問のとおり加わります。

○ 楡井委員

そうすると、この資料で言えば、飯塚市における住宅使用料の総体の額が7,300万円と、こういうふうに見ていいわけですね。それが打ち切り決算、新しい市の方に移りますから、何千万円かまた下がって、ということになる、そういう見方でいいわけですね。

○ 住宅課長

そうです。そのとおりでございます。

○ 楡井委員

そうすると、先ほど言いましたような高い徴収率で、法的措置の結果だろうと、住民の人たちの納入意識の高さになってるんじゃないかというようなこと言われましたけど、それでも4,000万円から4,500万円の間の未納となるわけです。そうすると、これは庄内町の1年間の調定額に相当するわけです。ですからそう小さな金額ではないいうふうに思うんです。これは、内容をきちんと分析されて、どういうふうな対策をとって、何とかしなきゃならない対策をとっておられるとは思いますが、現在のところどういうような対策をとって、この滞納分を克服しようというふうに考えておられるのか。また、どういうことでそれをやっっていこうというふうに決意をされておられるのか。その点について質問をさせていただきます。

○ 住宅課長

今度、3月に合併いたしまして、旧4町の部分も含めると、かなりの滞納金額が発生してきております。もちろん、今、御指摘の旧飯塚市の部分につきましても、旧庄内町と比較しまして、調定額に相当する額でございます。これは、過年度分も当然含まれておりますけれども、この未収金につきましては、旧4町も含めまして、新市としての取り組みの中で、督促、催告は当然ですけれども、主要滞納者の呼び出し、あるいは納入の指導をやっていきたいと。さらには、悪質な方につきましては、旧4町も含めて、統一的に法的な措置をとってまいりたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

法的措置というふうな言葉は、私、ちょっと神経にきりきり障るんですけど、仕方がない面もあるのかなというふうに思いますが、もう一つこの住宅使用料の中に、164万9,000円、約165万円です、不能欠損ありますよね。この中身については、何件でというようなことわかりますでしょうか。

○ 住宅課長

大変申しわけございます。今、手持ちの資料では持ち合わせしておりません。申しわけございません。

○ 楡井委員

それではこれに関する資料として、後ほどまた出していただければと思います。また全体に出すのがはばかれるというようなことであれば、私に教えてみんなに教えなくて、これまたいかんかもしれませんけど、資料として、できれば教えていただけるように委員長、取り計らっていただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○ 委員長

個人的にもらってください。

○ 楡井委員

いいですか。

○ 委員長

はい。

○ 楡井委員

じゃあ、そういう委員長のお許しが出ましたので、そういうふうな方向で処理していただきますように住宅課をお願いしておきます。この項目については以上です。

○ 委員長

次も行ってください。

○ 楡井委員

それでは41ページになります。右の一番下の方に、1節ですか、総務管理費委託金っていうのがありまして、同和地区生活実態調査委託金というのが19万9,000円計上されております。このことについて、お聞きしたいと思うんです。この調査は、いつどのような方法で行ったんでしょうか。そしてその結果は、もう既に出ておるのかどうかについてお聞きします。

○ 人権同和推進課長

本調査につきましては、本年の7月末現在で、福岡県が県内の同和地区の北九州市、福岡市を除く283地区、これの同和関係世帯数1万1,167世帯のうち、1,767世帯を抽出し、1,564世帯から回収したものでございます。既に結果報告は出ております。

○ 楡井委員

その集約されたものを、担当課としては、検討されておるといようなことはないんですか。これは県の仕事だから、市のそういう仕事はしないといようなことなんでしょうか。どうでしょう。

○ 人権同和推進課長

県の担当部局の方からは、調査結果の報告書をいただいております。

○ 楡井委員

集約結果表をもらったということですね。はい、もらっておるといような領きであります。その集約されたものは、現在公表されているんでしょうか。

○ 人権同和推進課長

公表されていると思っております。

○ 楡井委員

それでは我々も、手に入れることができるというふうに思いますので、これもまた後ほど頂きたいと思います。この項目については以上で終わります。

○ 委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、歳入についての質疑を終結いたします。もうちょっとです

ので、もう少し行かしてもらいます。以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般についてすべての質疑を終結いたします。なお討論・採決につきましては、保留して、これより特別会計の審査に入ります。「認定第14号 平成17年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（旧飯塚市）」の質疑に入ります。本件歳入歳出を一括して質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

まず初めにこれは、資料が3月25日時点のことでありましょうから、勉強のためにも、お聞かせ願いたいと思います。まず、調定額が27億2,887万3,000円というようなことですが、これが最終的に平成17年度の3月31日時点ではどうなったかということです。それで、同じく予算が19億9,050万円、これが最終的にはどうなったか。不能欠損が8,650万5,000円ですか、これが最終的にはどうなったか。未収入額です。これが7億8,375万5,000円ということになっておりますけれども、これが3月31日時点ではどうなったかということについて、まずお聞きしたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:05

再 開 16:15

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 健康増進課長

先ほどの旧1市4町分の調定額については、3月31日では数字は出ませんのでお答えしかねます。

○ 楡井委員

合併のときのシステム上、私が聞いた答えが、数字が出てこないということのようでありますので、それはもう仕方がないということなんでしょうか。そうするとこの3月25日時点の数字で、いろいろ検討しなけりゃならんということになってくると思います。したがって、納入率も低いとかどうとかというようなことにもなると思いますので、それは了解の上に討論を進めさせていただきます。結局、その不能欠損の8,650万5,000円ですか。これは何件分で、この金額になるんでしょうか。お尋ねいたします。

○ 納税管理課長

旧飯塚市では、前年度より1,470万円減の約8,650万円となっております。件数も287件減で、1,112件となっております。

○ 楡井委員

わかりました。それで、ちょっと資料の方を見ていただきたいんですけど、こっちを先に言っておかないといかんかったんかもしれませんが、57ページと56ページの資料、国保に関係する資料が出ております。これで、国保の加入世帯というのが、年度の次の欄、一番右の方にありますよね。これ皆さん方、ちゃんと精査した上で出されたのならその理由があるでしょうけど、例えば56ページの平成17年度の国保加入世帯と、下の57ページの方の国保世帯数とこういうのが数字がありますけど、これはちょっと1件で、これはほぼいいです。ところが、平成16年、17年、かなり数字が違うんですね。これはどういうことなんでしょうか。先ほど言った3月26日とのそういう違いなんでしょうか。この説明をちょっと先に聞いておけばよかったですけど、いかがでしょうか。

○ 健康増進課長

御説明いたします。この資料50、57ページの国民健康保険世帯数につきましては、調定の課税調定世帯数で、平成15、16年度は締めさせていただきます。平成17年度に



つきましては、3月25日打ち切り決算時点での現在加入世帯数ということで、調定世帯数とは異なります。一応、調定世帯数につきましては3月分の異動等が出て、入ってくるわけですが、これは新年度になります。そういうことで、ちなみに月末、2月末の課税調定世帯数で、平成17年度でございます、17,771世帯ということで、課税調定世帯数とすれば、平成16年度と大差ない、若干ふえつつあるといったような数字でございます。

○ 楡井委員

私がお聞きしたもう一つになるのでしょうか。例えば平成16年の56ページの数は、16,074なんですよね。ところが57ページの方の16年度は17,740と、かなり1,700ぐらい違ってらるんですよ。これがどうなのかということ、同時に平成15年度についても同じ質問にはなりますけど、この違いは何でしょうか。

○ 健康増進課長

失礼しました。課税調定世帯数につきましては、月々の異動等で、増減がございます。国保取得される方、喪失される方、そういった方すべて調定世帯数として上がってまいります。上の国保加入世帯数は、その時点並びに年平均での数字といったものを使いますので、そこに数字の差が出てくるわけでございます。

○ 楡井委員

そういう専門的な何ですか、調定世帯数ですか。それとこの加入数ということの違いなどは、今まで私、大分この国保にかかわってきましたけど、今まで聞いたことないんですよ。それで、そういうふうな注釈といいますか、そういう違いがあるなら、やはり資料にそういうふうなことをきちんとか書いてもらわんと、我々、素人はわかりにくいんじゃないかと思うんです。この数字の違いで、私、大分こう悩みましたよ。これ質問組み立てる上でですね。何でこんなに、1,000も1,500も一挙に国保の家庭が減ったりふえたりするんやろうかというふうに思ったりしたもんです。それはいらんことかもしれせんけども、そういうふうに思いました。したがって、こういう数字が違ってくると、56ページの資格証の、国保率何かの比率も随分変わってくるんじゃないか、そういうようなこともあって、随分頭を悩ませたところなんですけれども、今の説明は、そういうものかなというふうに思わざるを得ません。それから差し押さえのところが資料がまた別のページにあると思いますけれども、この国保の関係の差し押さえが1億6,000万円ぐらいあったんじゃないかなというふうに思いますが、この差し押さえ分の実行といいますか、この見通しはいかがなものでしょうか。

○ 納税管理課長

これにつきましては、なかなかやっぱり現状的には厳しいものがあります。先ほども申しましたけれども、精いっぱい努力をいたしたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

この差し押さえの金額にしておけば、少なくとも不能欠損にはならないということですね。

○ 納税管理課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

それでは今回私の方から、まとめて一応。来年度、国保税を値上げをするというような議会答弁が、今回じゃありませんけども、本会議であったように今、思うんです。これは、現在の状況、現在の時点でも国保税の値上げの方向ということで、市の態度といいますか、方向はそういうことでいいですか。

○ 健康増進課長

そのとおりでございます。平成18年度の国保税率につきましては、御存じのように合併協議によりまして、1市4町の平均額で賦課をいたしております。平成19年度以降の税率に関しましては、本年度中に検討するというふうに合併協議ではなっておったというふうに理解し

ております。国保運営協議会におきまして、今年度協議をお願いいたしまして、健全な国保事業運営のためには税率の改正、いわゆる引き上げが必要であるというふうな答申をいただいております。

○ 楡井委員

これは今後のことですから、聞いていいものかどうかと思いますが、この7億円近い滞納があるわけですね。これをそのままにして、新たに税率を引き上げて、市民への負担をかけるということについてはどうかと思うんです。この滞納問題の克服ということについては、どのように真剣に検討されたのか。その検討されたことがあるなら、その結果を具体的に示していただきたいと思います。

○ 健康増進課長

国保運営協議会の中でも、この滞納整理、また国保税の徴収率向上といったものにつきましては、強く要望が出ておりました。基本的に、国保の担当課と納税管理課の方と一体的に連携を図りまして、今、継続的にこの滞納分の納入をお願いしたいというふうに、また、その納入の方法等につきましても、今後、検討していきたいというふうに思っております。

○ 楡井委員

飯塚市で7億円ですから、これは穂波でも2億9,000万円ぐらいあるんですね。そのほか自治体も持っておる。結局、10億円近い滞納処理を含めて値上げという形になるわけですね。そうすると、この滞納金額です。これは市民の皆さん方は知っておられるかどうか。広報で滞納これだけありますというようなことは、言ったことないんじゃないかと思うんですね。そういう状況の中で、新たな負担をしなければならない。合併の協議結果だからしょうがないというようなことになるんでしょう。そういう答弁になるんでしょうけども、そういう状況をやはり市民に明らかにして、協力を得なきゃならんというふうにまた思うんです、上げるのなら。それから結局、こういう滞納一掃の問題については、協議会の方で、鋭意頑張れというふうに言われたと。今、そのことは検討中だと、検討しなきゃならん。具体的な点は示されていない。滞納を引き上げる具体的な数字は、11月の予算編成の中では示されるんでしょう。そういう状況の中で、まだこの滞納問題についての具体的な取り組みがはっきりしてないということでは、非常に市民に対する責任ということはあるんじゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○ 納税管理課長

国保税の滞納対策につきましても、先ほど町税の方の滞納対策で述べましたけど、それなりの差し押さえ等やっております。その中で、特に国民健康保険加入者には、低所得の方が多いことは十分認識しております。その中で、協議を十分に行い、状況等を考慮した中で、やはり分納契約等です。そういうのをしっかりと協議しながら、努力していきたいというふうに考えております。しかしながら、最終的には、徴税吏員である職員は、法に基づき職務を遂行しなければなりませんので、地方税法に規定されております条項を遵守して、税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

○ 楡井委員

先ほどお聞きしたところによると、市税は、この市税の不能欠損の状況は、年々、今後も増加するであろうというふうに言われました。国保税はやっぱり同じくそういうような方向じゃないかと思うんですね。その点はやっぱりそのような方向でしょうかね。国保税だけは、市税と違いますよということになりますか。

○ 納税管理課長

御指摘のとおり、国保税もかなり厳しいものがあると思います。その中で、先ほど言いましたけど、精いっぱい徴収努力を行っていきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

今のままで続くと、先ほども言いましたように、納税に対する不公平感というのが、当然生まれてくるというふうに思うんです。しかし、そういうことも乗り越えて、国保税の健全化のためには、どうしても値上げが必要なんだという論拠をきちんと示して、そして滞納額の問題、不能欠損の問題もちゃんと含めて、そして情報を公開して、市民納得の上に国保会計の運営をきちんとしていただかなきゃならないというふうに思います。それで、例えばこういう検討されたことありますか。国保税を値上げせずに、現在の国保会計を運営していくというようなことについては、検討したことがありますか。

○ **健康増進課長**

国保事業につきましては、医療費の療養給付を行うことが主な事業でございます。国保会計におきましては、国、県の公費並びに被保険者の保険税におきまして、この給付費を賄っておるわけでございます。この給付費が減少すれば、おのずと保険税の割合も少なくて済むわけですので、被保険者の方々が病気にならないように、また病状が悪化しないように、こういったことに重点を置いた対策が必要であるというふうに考えております。具体的には、現在、保険事業の中でやっております健康審査や、各種がん検診、健康相談等を行っておりますし、また国におきましては、この病気の、重病化になる病気の起因とされております生活習慣病、この予防に力を入れた対策が進められております。このような事業を充実強化することによりまして、結果的に給付費を抑えながら、国保税の負担軽減へとつなげていきたいというふうに考えております。

○ **楡井委員**

今の御答弁で言えば、国保税を値上げせずに、国保会計を健全化するというようなことを考えたことあるか、検討したことあるかということについては、今の答弁にはなっていない。結局、そういう意味で国保税を値上げせずに、国保会計を健全化を図っていくというようなことは考えたことないというようなことになるんじゃないかと思えますけれども、そういう位置づけでいいですか。

○ **健康増進課長**

値上げに関しましては、基本的に平成18年度の決算見込みにつきましても、約5億8,000万円程度の赤字が見込まれております。この部分で、現在進めておりますいろんな健康対策事業を現時点で進めておりますけれども、この赤字につきましては解消をしなくてはならない。現時点におきましては、国保税率の引き上げといったことは不可欠かなというふうに思っております。

○ **楡井委員**

今、5億3,000万円と言いましたかね。平成18年度の赤字決算。5億8,000万円、はい、5億8,000万円の赤字が見込まれると。この分を穴埋めと申しますか、赤字を解消するために、値上げをしなきゃならないというようなことのようなのですが、この5億8,000万円というような金額、1世帯当たりにしたら幾らになりますか。

○ **委員長**

暫時休憩します。

休 憩 16:34

再 開 16:34

○ **委員長**

委員会、再開します。どうぞ。

○ **楡井委員**

ちょっと勇み足であったと思います。そういう意味で、健全化の検討はしたことがないという重ねての御答弁だったように思いますので、値上げをせずに健全化の方向は、検討したことがないというふうに理解をさせていただきまして、この質問を終わります。

○ 委員長

次、どうぞ。資格証明書。

○ 楡井委員

資格証明書につきまして、先ほど数字の問題で、数字の違いがあつて、証明書の交付率がどうなのかなというふうに思いましたけれども、結局、上の国保世帯数の加入率との関係で見て、若干、飯塚市の場合は下がっております。この交付率の低下の原因といたしますか、これはどういふことでしょうか。

○ 健康増進課長

低下した原因につきましては、いわゆる滞納者の分納計画なりが進んだことというふうに理解しております。

○ 楡井委員

結局、国保の加入者が170ぐらいふえていて、そして資格証の発行世帯数が約70ぐらい減っている。そういう関係で、この3.4から2.9、0.5%交付率が下がったというようなこと、数字上はです。なっておるんでしょうけど、滞納者の分納などが進んだということで下がった、交付率が下がったという答弁でありました。ぜひこの点は大いに進めていただいて、交付率、これをぜひ大いに下げてもらいたいというふうに思いますので、よろしく御努力いただきますようお願いいたします。交付率についてはそれでおしまいとします。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第15号 平成17年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」の質疑に入ります。本件、歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから質疑を終結させます。次に、「認定第16号 平成17年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」の質疑に入ります。本件、歳入歳出を一括しての質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております楡井委員に発言を許します。

○ 楡井委員

この予算の調定額が3億3,700万円ぐらいですか。にもかかわらず予算現額というのが683万5,000円ということになっております。これは非常に、3億円を越す調定額から、予算化したものが6,800万円というような状況で非常に低いんですけど、これはどうしてなのかということをお聞きしたいと思います。

○ 委員長

181ページでしょう。楡井さん、3億じゃないでしょう。

○ 楡井委員

1億700万円。

○ 委員長

1億700万円でしょう。どこあるかね。調定額1億700万円。この182ページの一番下でしょう。

○ 楡井委員

どうも数字を間違つたようすみませんでした。1億700万円です。それに対して6,800万円ですか。数字が、調定額に対して予算額が非常に少ないということをお聞きしたかったわけです。その点でちょっと説明をしていただければ助かります。よろしくお願ひします。

○ 委員長

1億700万円で、収入が4,000万円しか入っていないから、えらい少ないがということ  
で言ってる。誰かな。

○ 人権同和推進課長

調定額の1億763万円につきましては、現年度、過年度も元金及び利子は積算されたもの  
でございます。それにつきましては、現年度収入、打ち切り決算での収入が4,000万円ほ  
どあって、6,762万円が収入未済で、新市の方に行ってるということでございます。

○ 楡井委員

あと一つだけ、お願いしますね。この残りの金額は、大体何件でこの金額になってるん  
ですか。そして大体いつごろまでにこの決算、この会計は終結するのかなというふうに  
思います。事業がくて、あとお金を返してもらっただけの会計ですから、早急に終わって  
いただきたいというふうに思うんですけども。その見通しもあわせてお聞きしたいと思  
います。

○ 人権同和推進課長

現在、旧市分につきましては、旧飯塚市ですけども、滞納件数が49件、滞納額が  
6,463万円程度というふうになっております。平成33年に償還が終わるということ  
でございます。

○ 楡井委員

平成33年までということ、まだ今から先大分15年ぐらいまであるんですかね。49  
件ということですので、件数としてはそう多くないんじゃないかというふうに思  
いますので、これは繰り上げとかいうようなことも考えていただいて、早く終結  
をするようにしていただければというふうに思います。以上です。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第17号 平成17年度飯  
塚市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」の質疑に入  
ります。本件、歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第18号 平成17年度飯  
塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」の質疑に入  
ります。本件、歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第19号 平成17年度飯  
塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」の質疑に入  
ります。本件、歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第20号 平成17年度飯  
塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」の質疑に入  
ります。本件、歳入歳出を一括しての質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記  
載しています楡井委員に発言を許します。

○ 楡井委員

幾つか、5点ほどお聞きしたいと思います。第1点は、制度の見直しが行われま  
して、認定の度合いが変更になった人たちから、かなり不満の声を聞いてお  
ります。つまりサービスの内容は切り下げられたとか、それから認定業務につ  
いての不満とか、それから何と申しますか、認定作業の手順の問題、これら  
のことについていろいろ御意見を聞いておるところです。これ

らの作業をしていく過程での市の側からの該当者への説明、これが十分になされているんだろうかなというふうに疑問に思ったところですし、またサービスの変化についての説明が十分じゃないんじゃないかというふうに考えたところですけども、この点について、担当課の方の説明といえますか、答弁をお願いしたいと思います。

#### ○ 介護保険課長

まず今回、介護保険法の改正に伴いまして、幾つか認定の内容が変わっております。介護保険制度の目的は要介護状態または要支援状態の軽減または悪化の防止でございます。制度の改正に伴いまして、従前の要支援、要介護1といった軽度の要介護者の方に対するサービスの内容や提供の方法については、新予防給付を創設し、より自立支援に役立つように改められております。その考え方にに基づき、認定等が行われております。要介護認定の基準は、介護の手間を指数化いたしまして、これは全国統一の基準でございます、そして判断いたします。この介護の手間は、調査委員の調査表と主治医の意見書の記載事項によって行います。この指数化された資料、調査の特記事項等、主治医の意見書をもとに認定審査会で総合的に判断されて認定が決定されるものでございます。御質問の認定が厳しくなったということでございますけど、介護の手間の指数、調査表、審査方法については、法改正以前と比較して、基準は全く同じでございます。厳しくなったことではございません。ただ法改正に伴いまして、要介護1の方で、要支援になられた場合、認定が下がったという問い合わせが多いので、そのことが、認定が厳しくなったとのイメージがあるのではないかと考えております。それから、要介護認定の結果、要支援にとられた方につきましては、認定結果を記載した被保険者証をお送りするときには、必要に応じて予防給付サービスを受けることができること、またサービスにつきましては、担当のケアマネージャーや介護保険課、それから地域包括支援センター等に相談いただくようなお知らせの文書を入れております。また、本人同意のもとに、認定結果や、ケアプラン、従前のケアプラン情報などを地域包括支援センターへ提供し、円滑に介護予防のプランが作成でき、本人にとって、適切なサービスが受けられるようにいたしておるところでございます。

#### ○ 楡井委員

法律どおり、文書どおりというような実施をやっておるといことではありましようけど、やはりサービス、介護サービスを受けておられる方たちというのは、高齢者の方たちが多いと思うんですよね。ですから、この人たちのそういういろんな意見というのは、理屈でどうのこうのといことはなかなか大変だと思うんです。そういう意味ではきちんとした丁寧な説明が求められるんじゃないかというふうに思うんです。実際、車いすですか、あれを取り上げられるとか、それから電動ベッドを返さなきゃならなくなったとか、それについての、あとどうしても必要だから、10万円も5万円も出して買わなきゃならないというようなことになってくるわけです、実際の生活の場では。ですからそういう意味での十分な説明、親切な説明というのを今後一層心がけていただきたいというふうに思います。それで、いま一つ、使いやすい介護保険ということで、保険料の軽減措置というのが実施されて、今年の4月からですか、若干の軽減措置の取り決めっていいですか、これ改善がなされてきております。それがまだ利用者が少ないというのが現状ですが、この利用者が非常にまだ少ない。17人とかという数字が一遍報告されたというふうに思います。何でこれだけ厳しい状況の中で、実施されている軽減措置への利用者が少ないのかということについてはどんなふうに判断をされておられますか。

#### ○ 介護保険課長

介護保険料の減免件数につきましては、今現在26件となっております。介護保険料の減免につきましては、要綱を施行いたしましてまだ7月1日施行でございまして、4カ月余りでございます。減免の要件につきましては、福岡県介護保険広域連合に加盟しておりました旧4町については減免制度がありませんでしたので、新市で新たに実施をしておりますが、今後は広報、納付指導や電話、窓口等で相談を受ける際には制度の説明を行い、要件に該当する方に対

しては申請を勧めてまいりたいと思っております。減免の要件は、旧飯塚市の減免制度をもとに、収入条件も生活保護基準の120%までとしまして、預貯金の限度額を1人100万円から1人200万円まで大幅に緩和して行っております。今現在は、広報等、あるいは納付相談の中で、この減免制度の適用を広げていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

#### ○ 楡井委員

その方向、ひとつ多いに強めてもらって、そういう意味では本当、郡部の方にはついては、こういう制度があるということを知らない方がおられると思うんで、お願いしたいと思います。次に、利用料の軽減の問題ですけども、制度上、この利用料の軽減というのがありますでしょうか。

#### ○ 介護保険課長

介護保険制度は、介護サービスにかかった費用の原則1割を利用者の方が負担する仕組みとなっております。利用者負担の軽減ですけれども、制度の中で、1割負担の上限としまして、所得段階別の上限額が設けられております。上限額を超える部分については、高額介護サービス費として払い戻される制度となっております。ちなみに、住民税非課税世帯の方で、課税年金収入等が80万円以下の方であれば、その限度額は1万5,000円となっておりますので、例えば、在宅サービスを利用され、2万円の1割負担を払われました場合は、5,000円の額が後で高額介護サービス費として、払い戻される仕組みとなっております。このほかにも施設入所に伴います居住費、食費につきましては、所得に応じて負担限度額を定め、居住費、食費、その他の負担額と差額を利用者にかわって、市から施設へ特定入所者介護サービス費として、低所得者の方の負担を抑える仕組みを講じております。利用者負担の軽減については、制度内でできる範囲の対策は講じておりますので、御理解をお願いいたします。

#### ○ 楡井委員

制度上の利用料の軽減といいますか、措置がいろいろあります。それに加えて、いろんなところで、自治体でその市独自の軽減措置というのも考えられてきていると思います。一般的にそのすべての方が、その軽減措置ということにしないでいいと思うんですけども、例えば、所得の低い方たちについては、市で独自の軽減措置をとるといような市独自の軽減措置、これは考えられませんかでしょうか。

#### ○ 介護保険課長

先ほど申しましたとおり、利用者負担の軽減につきましては、制度内で対策を講じております。また、その他社会福祉法人の軽減制度としまして、社会福祉法人が行う訪問介護、通所介護、ショートステイ、特別養護老人ホーム入所については、住民税非課税世帯の方を対象に軽減措置も講じておりますので、現在、市独自の低所得者の方に対する軽減制度については考えておりませんので、御理解よろしくをお願いいたします。

#### ○ 楡井委員

最後の御質問ですけれども、国保税が先ほど、値上げの方向ということが、合併協議の過程からの続きということでやられましたけど、介護保険料の値上げということには、国保と一緒に、連動的に値上げするというようなことは、今、考えておられないでしょうか。

#### ○ 介護保険課長

介護保険制度上は65歳以上の方の介護保険料につきましては、3年ごとに見直しを図るようになっております。現在の飯塚市の基準額4,975円は、平成18年度から平成20年度までの期間の介護保険料になっておりますので、この期間中の見直しは考えておりません。

#### ○ 楡井委員

以上で、私のこの件についての質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 16 : 57

再 開 16 : 57

#### ○ 委員長

委員会を再開いたします。これより旧飯塚市分について討論・採決に入りますが、討論・採決は、各会計ごとに行います。最初に、「認定第13号 平成17年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について（旧飯塚市）」の討論を許します。討論はありませんか。

#### ○ 楡井委員

討論は、本会議のときにさせていただきたいということで、今日討論はいたしませんけども、反対の態度を表明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第13号 平成17年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定について（旧飯塚市）」は、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第14号 平成17年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（旧飯塚市）」の討論を許します。討論はありませんか。

#### ○ 楡井委員

一般会計と同じ態度で臨みたいと思うのでよろしくお願いします。

#### ○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第14号 平成17年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（旧飯塚市）」は、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第15号 平成17年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定について（旧飯塚市）」の討論を許します。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

討論を終結いたします。採決いたします。認定第15号 平成17年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定について（旧飯塚市）」は認定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

御異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第16号 平成17年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について（旧飯塚市）」の討論を許します。討論はありませんか。

#### ○ 楡井委員

一般会計、それから国保会計と同じ態度で臨ませていただきますのでよろしくお願いいたします。



○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第16号 平成17年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」は、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。「認定第17号 平成17年度飯塚市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」の討論を許します。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第17号 平成17年度飯塚市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」は認定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第18号 平成17年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」の討論を許します。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第18号 平成17年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」は、認定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第19号 平成17年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」の討論を許します。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第19号 平成17年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」は認定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第20号 平成17年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

先ほどの認定13号、14号、16号、これと同じような態度で臨ませていただきたいと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第20号 平成17年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(旧飯塚市)」は認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。お諮りいたします。本日の審査はこの程度にとどめ、残余の案件につきましては、明11月14日午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

御異議なしと認めます。よって、本日の審査はこの程度のとどめ、残余の案件につきましては、明11月14日午前10時から委員会を開き、審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成17年度特別会計決算特別委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。